

第3期

岐阜市地域福祉推進計画

令和7年度～令和11年度

手をつなごう 誰もが安心していきいきと
心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり



令和7年3月

岐阜市

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や単身世帯の増加などを背景に、地域のつながりの希薄化や8050問題をはじめとする複雑化・複合化した社会問題が顕在化しています。

また、本年、2025年には団塊の世代がすべて75歳以上となり、超高齢社会の進展による諸問題への備えが必要になってきています。

本市においても、高齢化が急速に進んでおり、現在、人口のおよそ3割が65歳以上の高齢者であり、高齢者単独世帯も2万世帯を超えております。また、本市のひきこもり状態にある方が約4,800人と推計されるなど、潜在化した社会的孤立への対応も求められているところです。



本市ではこれまで、令和2年度に策定した「第2期岐阜市地域福祉推進計画」に基づき、地域の人々が抱える様々な困りごとを受け止める体制づくりに取り組んでまいりました。

令和4年度に重層的支援推進室を新設し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題を抱えている方への支援を充実させるとともに、令和5年度には、ひきこもり状態にある方への対応として、ひきこもり相談室を新設し、より相談しやすい環境を整備するなど、誰ひとり取り残さないまちづくりに努めてまいりました。

このたび策定いたしました「第3期岐阜市地域福祉推進計画」では、これまでの取組をさらに進展させ、地域住民や多様な主体が相互に支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを共につくっていくことを目指して、様々な施策を展開してまいります。誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、地域、活動団体、民間企業、福祉事業者の皆様と共に取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、岐阜市地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関、事業所等の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

岐阜市長 柴橋 正直

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、行政、市民、民生委員・児童委員をはじめ、各分野の福祉関係者などと連携して、地域の力で支える「地域共生社会」の実現を目指した様々な活動に取り組んでいます。



岐阜市社会福祉協議会では、令和2年度に策定した「第2期岐阜市地域福祉推進計画」の基本理念「手をつなごう 誰もが安心していきいきと 心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり」をもとに、超高齢社会、核家族化の進展等による8050問題のような複数の分野にまたがる問題を抱える世帯の増加に対応するため、市民、地域、行政さらに民間事業者、NPO法人やボランティアなどと協働し、互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域で、あたりまえに生活できるよう地域福祉を推進してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、ボランティア活動や支え合い・見守り活動などの地域活動も大きな制約を受け、今もなおその影響が残り、社会経済状況や住民同士のつながりの希薄化等が相まって、社会的な孤独・孤立、生活に困りごとを抱えている方が誰にも相談できないといった状況にあります。

こうした中、「第3期岐阜市地域福祉推進計画」では、前計画の基本理念を承継し、その実現に向け、3つの基本方針ごとに取組の方向性を整理し、市、岐阜市社会福祉協議会それぞれの役割において各施策を展開してまいります。さらに、地域共生社会の実現に向け、特に重要となる5つのテーマを重点施策として掲げ、これまで積み上げてきた地域活動や支援体制を基盤に、多様な主体が連携・協働し、支え合える地域づくりを目指します。

本計画の実施にあたっては、地域の皆様をはじめ、幅広い分野の民間事業者との連携・協働が必要不可欠であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、計画策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました市民や社協支部の皆様をはじめ多くの関係者の方々、また多大なご協力をいただきました岐阜市地域福祉推進委員会委員の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会会長 神田 定夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
4 SDGsの取組について.....	6
第2章 岐阜市の地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1 統計からみる状況.....	7
2 市民ニーズの把握.....	14
3 課題の整理.....	24
第3章 基本的な考え方	27
1 基本理念.....	27
2 本市の目指す地域福祉の姿.....	28
3 基本方針.....	30
4 施策の体系.....	31
第4章 施策の展開	33
1 施策の展開について.....	33
基本方針1 「知る・育む」.....	34
1-① 助け合う・支え合う意識の向上.....	34
1-② 地域福祉の担い手づくり.....	36
1-③ 広報・啓発活動の充実.....	38
基本方針2 「つながる・支え合う」.....	40
2-① 多様な交流の場・居場所づくり.....	40
2-② 地域住民を取り巻くネットワークづくり.....	44
2-③ 災害に備えた助け合いの関係づくり.....	47
基本方針3 「受け止める・寄り添う」.....	49
3-① 困りごとを解決する仕組みづくり.....	49
3-② 権利擁護の推進.....	53
虐待防止対策の推進.....	53
成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）.....	54
3-③ 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）.....	58

第5章 重点施策	61
1 重点施策について	61
2 各施策について	63
第6章 計画の推進	79
1 進行管理の考え方	79
2 進行管理体制	79
3 成果指標	80
資料編	83
1 策定経過	83
2 岐阜市地域福祉推進委員会 名簿	84
3 用語解説	85

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少、核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した多くの課題が顕在化し、その結果、適切な支援に結びつかず、深刻化する事例が増えてきています。

その背景には、家庭や地域、職場が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下していることが挙げられ、これらに社会全体で取り組んでいくことが、必要になっています。

こうした中、国においては、地域住民や地域の多様な主体がこういった問題を「我が事」としてとらえ、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、暮らしやすい地域をともに創っていく「地域共生社会」の考え方が示されました。

この考えの下、平成29年に社会福祉法が改正され、市町村は、地域住民と支援関係機関との相互協力により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

そして、本市及び岐阜市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現や社会福祉法改正の趣旨にのっとり、令和2年3月に「第2期岐阜市地域福祉推進計画」を策定しました。

この計画により、包括的かつ重層的な支援体制の構築を進め、市民との協働により地域生活課題を互いに解決する地域づくりに取り組んでいます。

しかしながら、この間も、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会参加の機会が減り、生活に困りごとを抱えながらも誰にも相談できないといった実態も生じています。

こうしたことから、これらの問題も念頭に置いて、これまで培ってきた「市民力」、「地域力」をさらに発展させるとともに、市民、活動団体、民間企業、福祉事業者などの多様な主体が連携・協働し、共に支え合える地域づくりを目指していきたいと考えています。

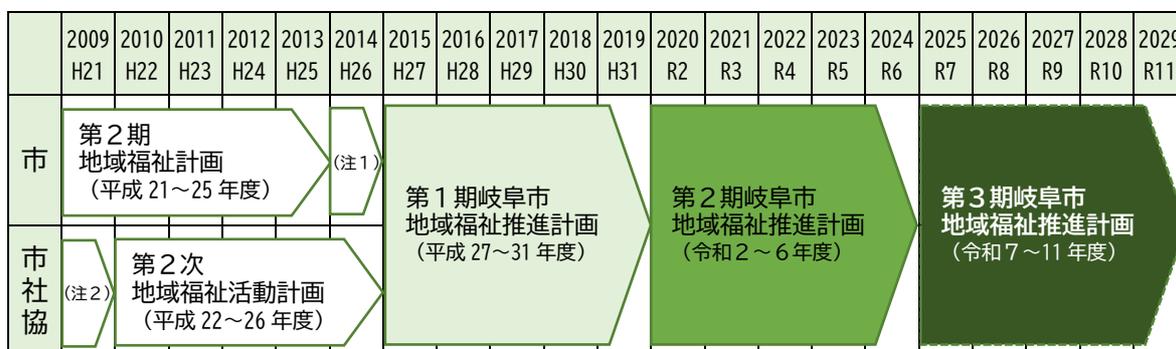
このたび、「第2期岐阜市地域福祉推進計画」の期間が令和6年度に終了するにあたり、今日の社会情勢や市民ニーズの変化、そして、これまでの取組を踏まえ、本市のめざす地域福祉の姿や多様な主体が取り組むべき方向性を示す計画として、新たに「第3期岐阜市地域福祉推進計画(令和7年度～11年度)」を策定します。

【策定経過】

これまで岐阜市（以下「市」という。）と岐阜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、それぞれが5年ごとに「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

その後、双方の連携を強化して、共に地域福祉を推進するため、平成27年度から一体的な「地域福祉推進計画」を策定しています。

地域福祉推進計画のあゆみ



(注1) 第2期地域福祉計画（平成26年度計画）

(注2) 第1次地域福祉活動計画（平成17～21年度）

※平成27年度の第1期岐阜市地域福祉推進計画から市と市社協が一体的に計画を策定

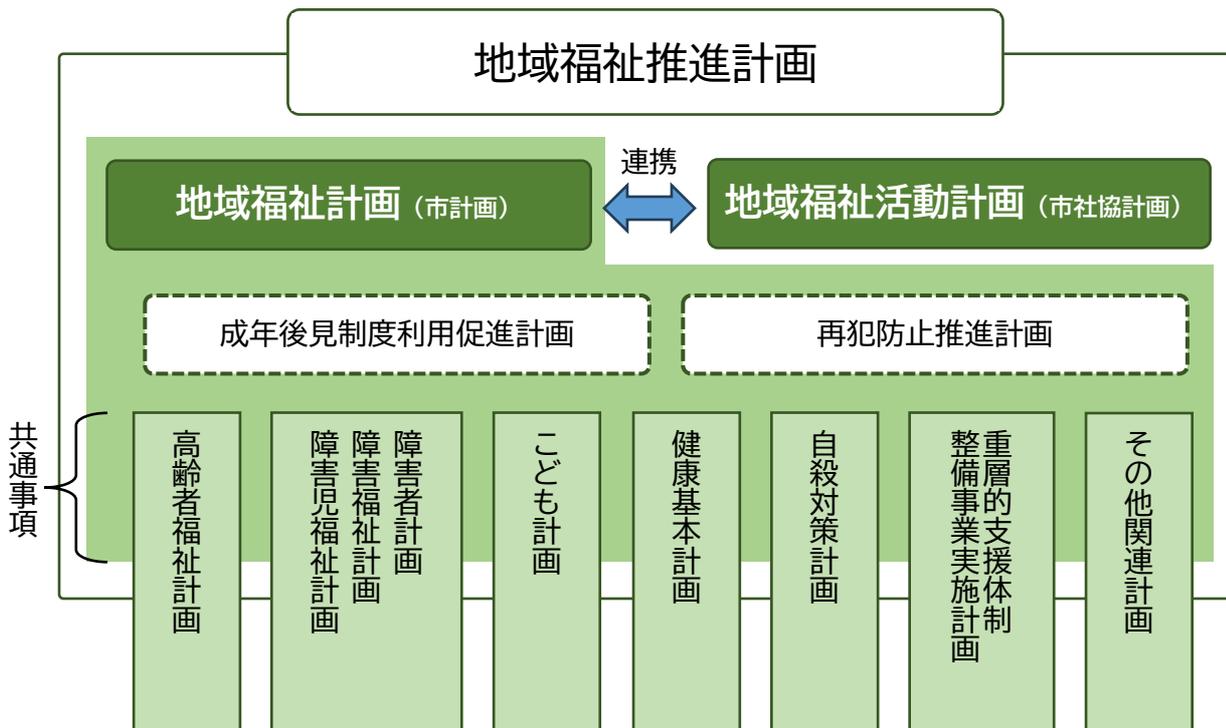
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき、行政（市）が策定する「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置される民間組織（市社協）が策定する「地域福祉活動計画」を合わせた一体的な計画です。

「地域福祉計画」は、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画と位置づけられており、本市の「高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「こども計画」といった個別計画と整合性を保ち、計画間の連携を図っています。

また、本計画は、地域福祉計画とかわりの深い、「成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）」と、「再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）」を包含して策定し、推進を図ります。

地域福祉推進計画の位置づけ



【法的根拠】

(1) 社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）【抜粋】

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）【抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条（市町村の講ずる措置）【抜粋】

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 再犯の防止等の推進に関する法律 第8条（地方再犯防止推進計画）【抜粋】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

本市の地域福祉を着実に推進するため、一定期間、継続して施策に取り組み、その評価や検証を行う必要があることや、福祉分野の個別計画の計画期間を考慮し、5年ごとに見直しています。

■本計画及び主な関連計画の期間

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
岐阜市地域福祉推進計画	第1期		第2期				第3期						
高齢者福祉計画	第7期		第8期			第9期							
障害者計画	第4次					第5次							
障害福祉計画	第5期		第6期		第7期								
障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期								
こども計画 (子ども・子育て支援プラン(旧))			子ども・子育て支援プラン				こども計画						
健康基本計画	第3次		第4次										
自殺対策計画		第1次				第2次							

4 SDGsの取組について

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。

貧困や飢餓、気候変動、平和など広範な分野について、令和12年までの「17の開発目標」が設定されています。これらの17の目標は、相互に関連し、これを包括的に解決することで、それぞれの目標を達成する仕組みとしています。

また、SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととしています。

このようなSDGsの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから、本計画では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進していきます。

17の持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広報センター



本市では、岐阜市オリジナル SDGs ロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGs の達成に向けた取組を進めています。

第2章

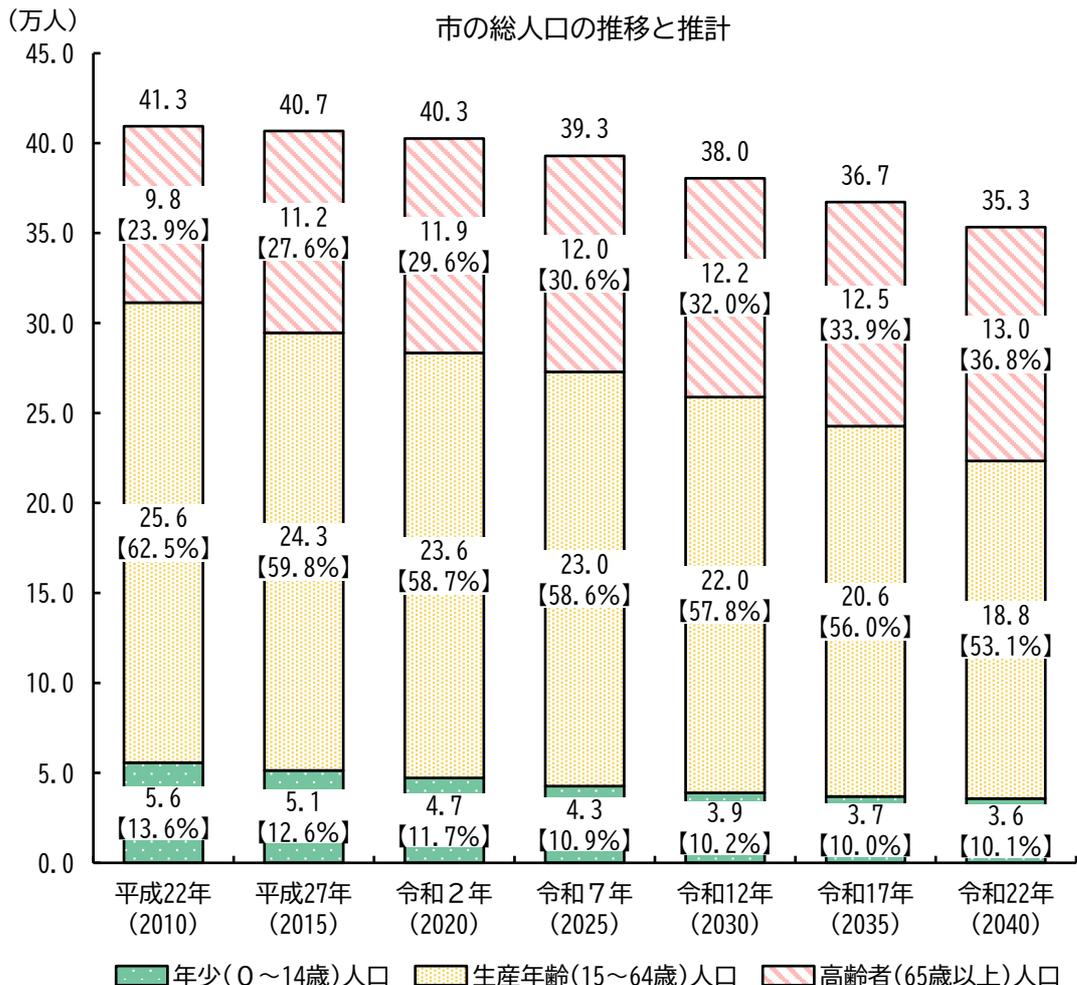
岐阜市の地域福祉を取り巻く 現状と課題

1 統計からみる状況

(1) 人口の推移と推計

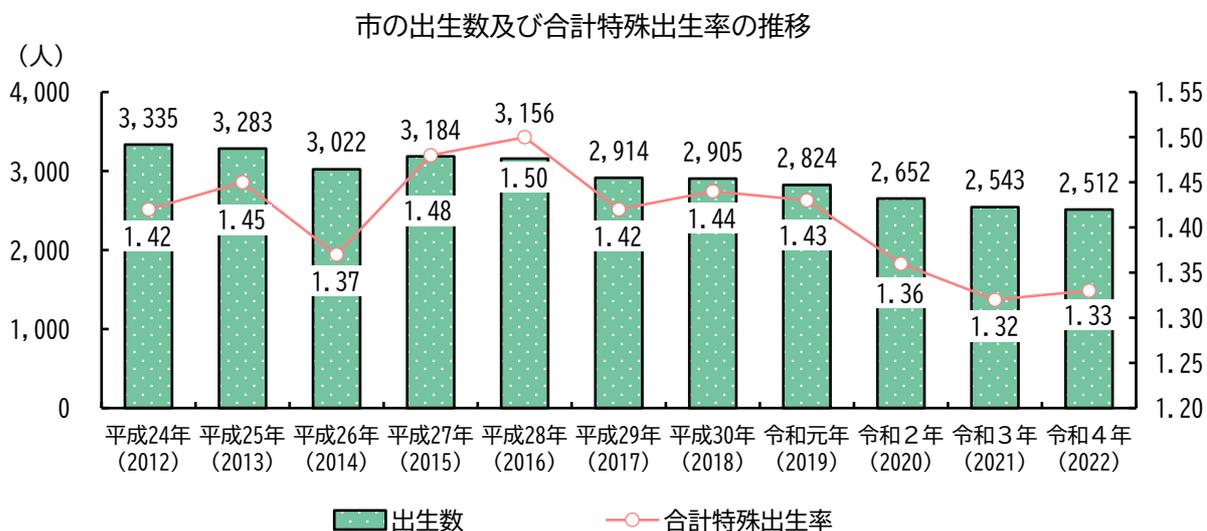
市における令和22年の総人口は、令和2年と比較して5.0万人減の35.3万人になると推計されています。

また、同年比較で、0歳から14歳以下の年少人口率は11.7%（令和2年）から10.1%（令和22年）と低下する一方、65歳以上の高齢者人口の増加により高齢化率は29.6%（令和2年）から36.8%（令和22年）に上昇し、今後、少子高齢化がさらに加速する見込みです。



※平成 22 (2010) 年の総人口は年齢不詳を含むため、割合は年齢不詳を除いて算出
 資料：国勢調査（令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別
 将来人口（令和5年推計）」（令和5年12月）

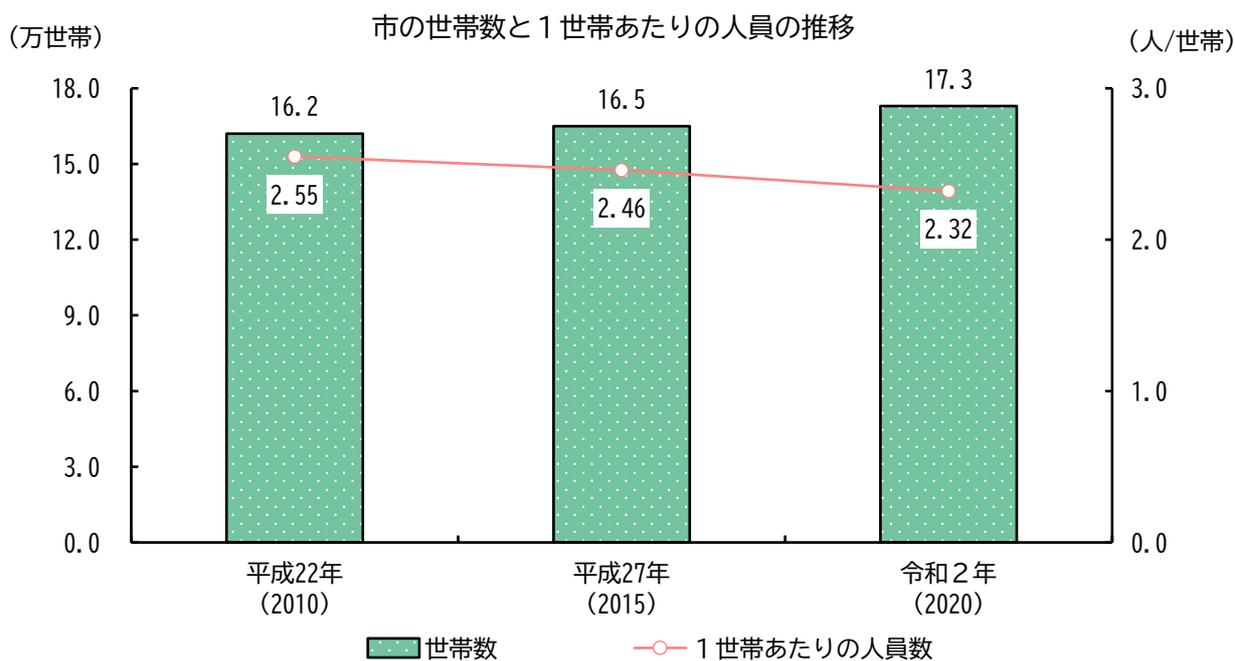
出生数は、年々減少傾向にあり、平成29年に初めて3千人を下回りました。令和4年には2,512人に減少しています。これに連動して、合計特殊出生率*も低下しています。



*15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産すると見込まれる子どもの数に相当
資料：岐阜市衛生年報

(2) 世帯数及び平均世帯人員の推移

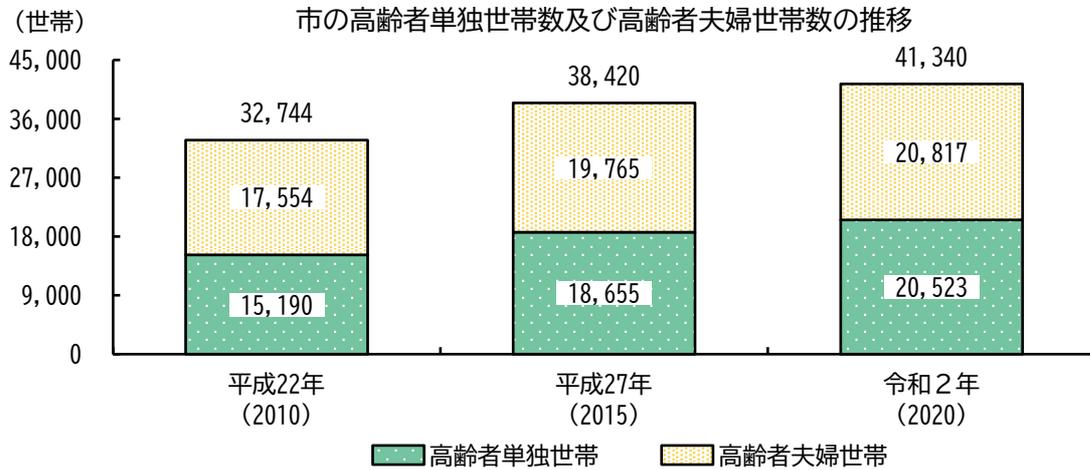
人口が減少していく一方で、世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員は減少しています。



資料：国勢調査

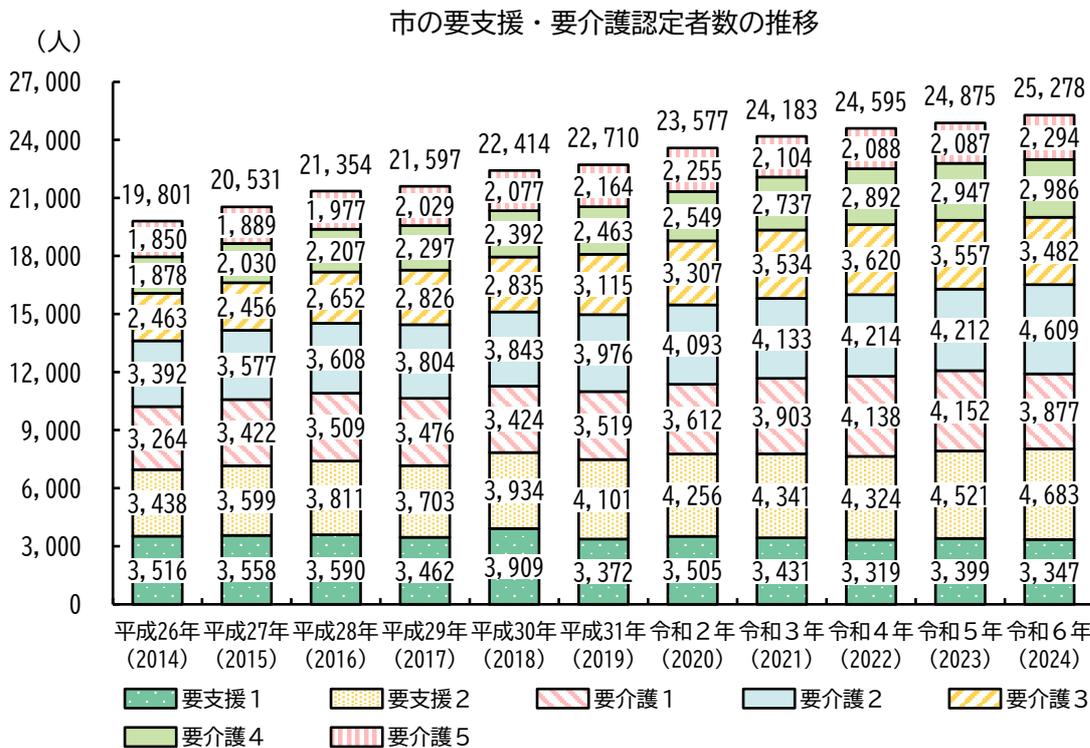
(3) 高齢者の状況

高齢者単独世帯は、平成22年から令和2年までの10年間で約1.4倍に増加しており、高齢者夫婦世帯は、約3,000世帯増加しています。



(4) 要支援者及び要介護者の状況

要支援・要介護認定者数は、年々増加しています。平成26年から令和6年までの10年間で、約1.3倍に増加しています。

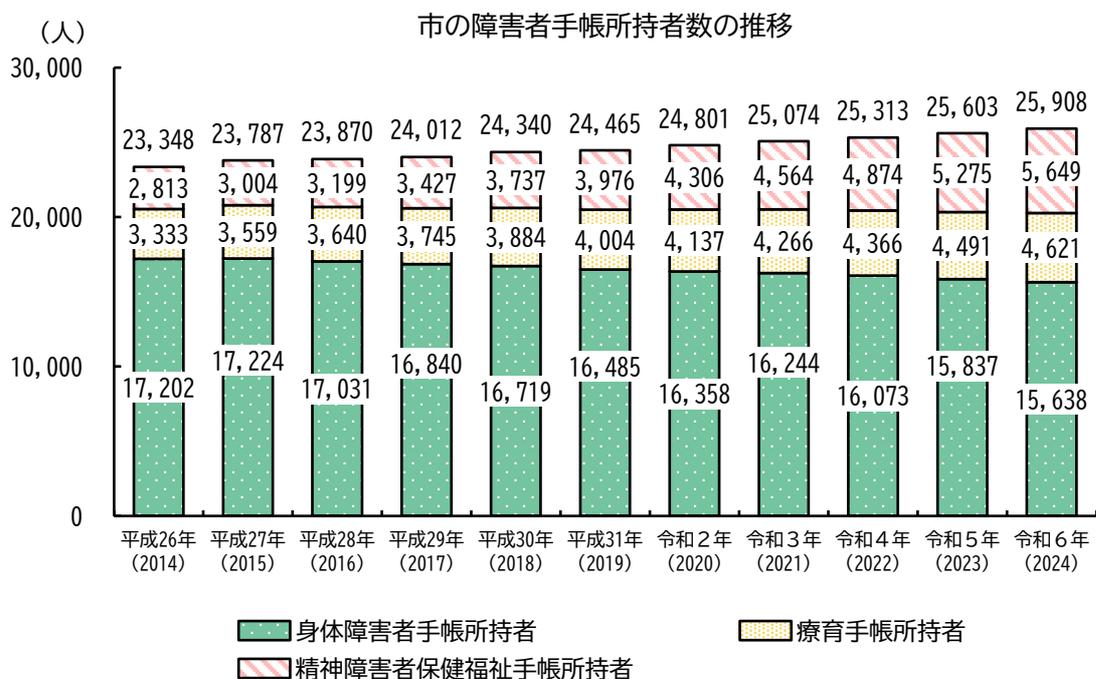


※第2号被保険者を含む

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末の統計値）

(5) 障がいのある人の状況

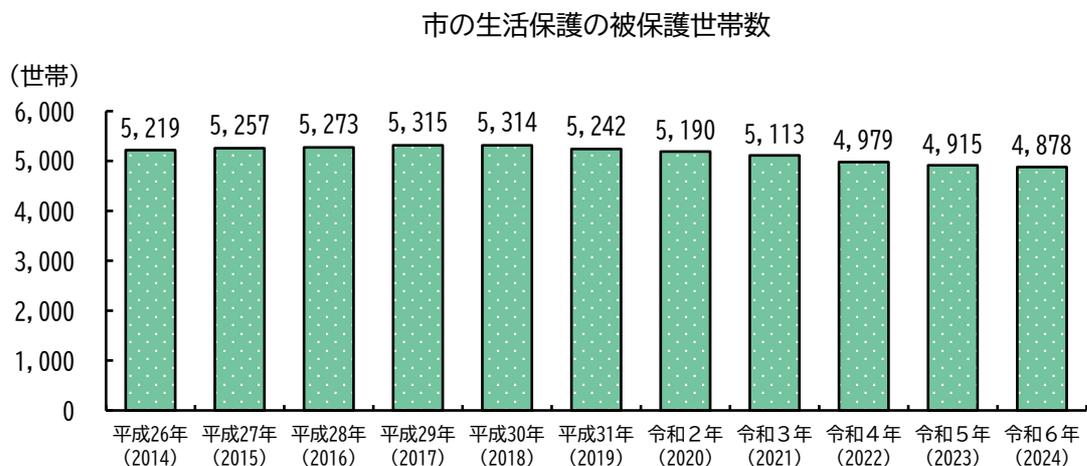
障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者数は、年々増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年から令和6年までの10年間で、約2.0倍に増加しています。



資料：障がい福祉課、地域保健課（各年3月末現在）

(6) 生活保護の状況

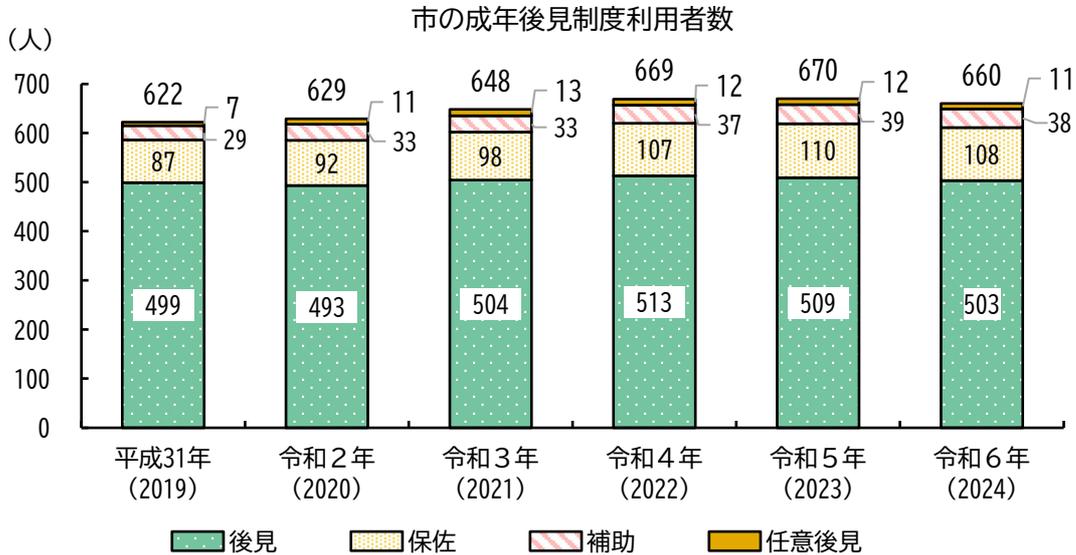
生活保護の被保護世帯数は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、近年は微減しています。



資料：生活福祉一課・二課（各年3月末現在）

(7) 成年後見制度の利用状況

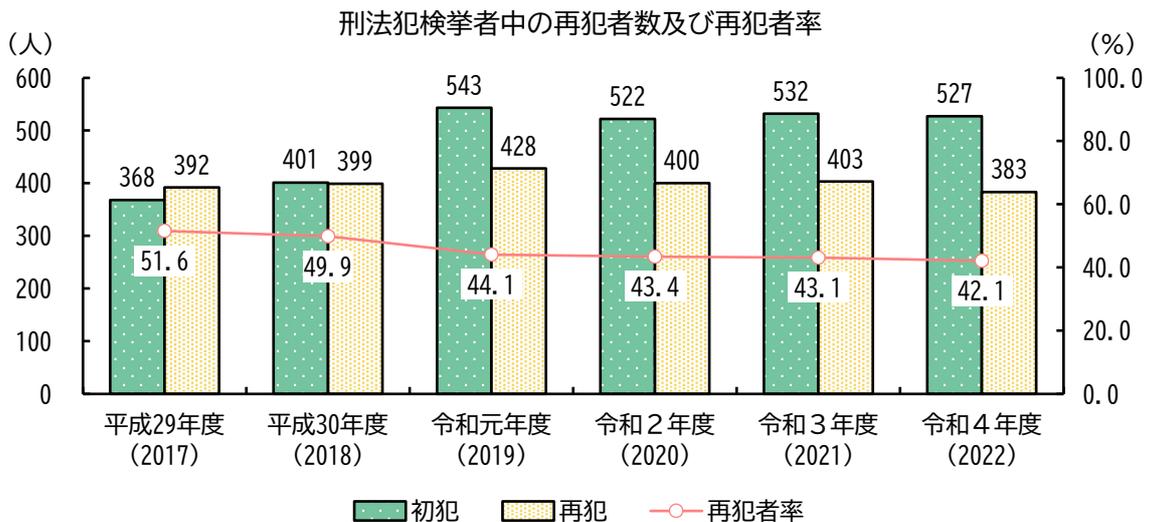
成年後見制度の利用者数は、年間700人弱で推移しており、一定数の利用が続いています。



資料：高齢福祉課（各年1月末現在、岐阜家庭裁判所からの提供資料を元に作成）

(8) 再犯者の状況

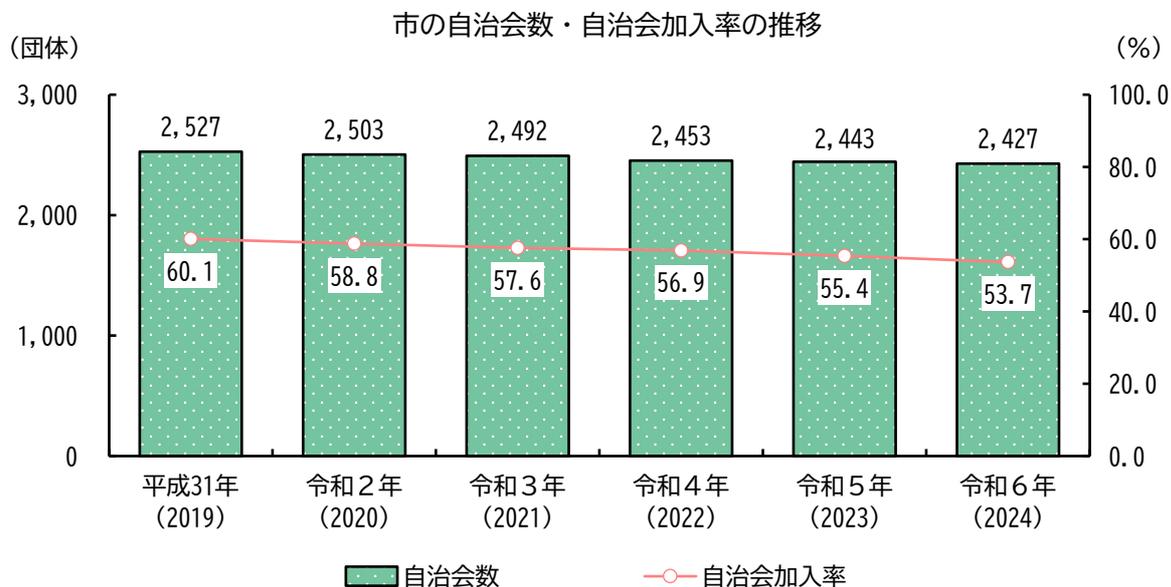
刑法犯検挙者中の再犯者数は、400人前後で推移しており、令和4年度は383人となっています。近年、再犯者率（刑法犯検挙者（初犯+再犯）に占める再犯者の割合）は、減少傾向にあります。



※岐阜北署、岐阜中署、岐阜南署及び岐阜羽島警察署における検挙人数の合計
資料：福祉政策課（名古屋矯正管区からの提供資料を元に作成）

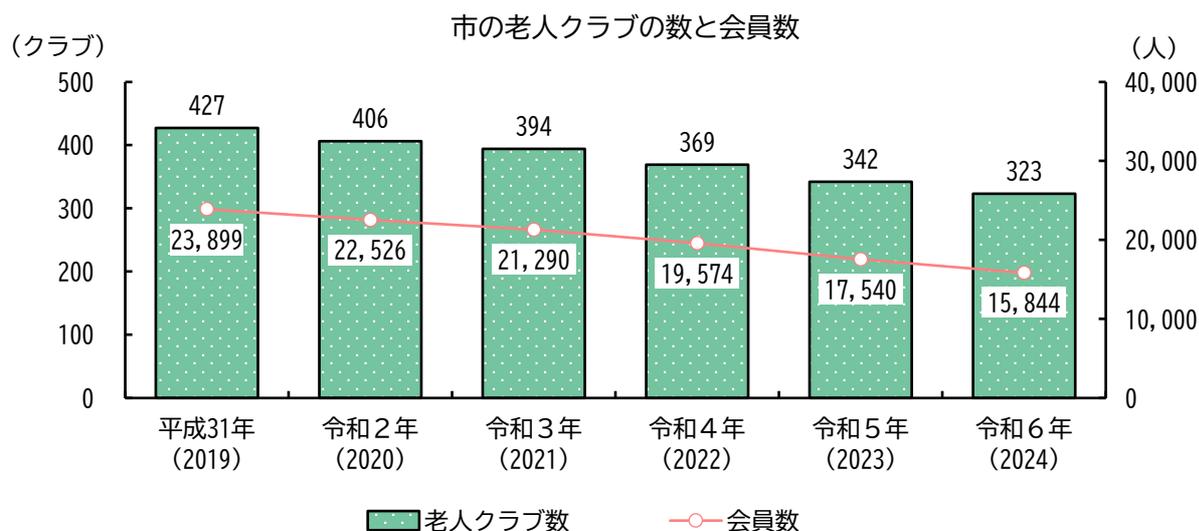
(9) 地域活動等の状況

自治会数・自治会加入率は、減少傾向にあり、平成31年から令和6年までの5年間で自治会数が100団体の減少、自治会加入率が6.4ポイントの低下となっています。



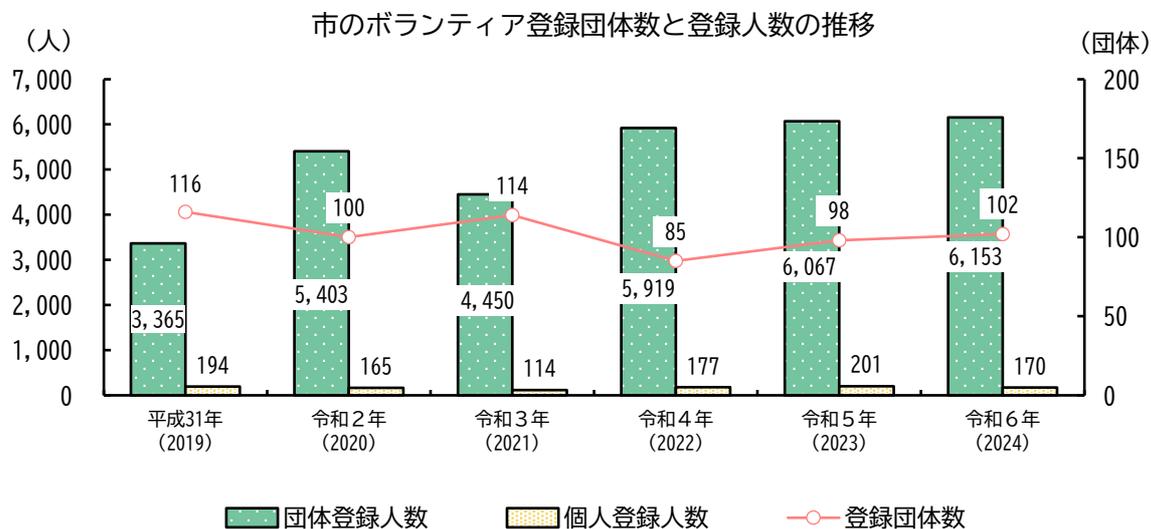
資料：市民活動交流センター（各年4月1日現在）

老人クラブ数・会員数ともに年々減少しており、平成31年から令和6年までの5年間で老人クラブ数が104クラブ、会員数が8,055人減少しています。



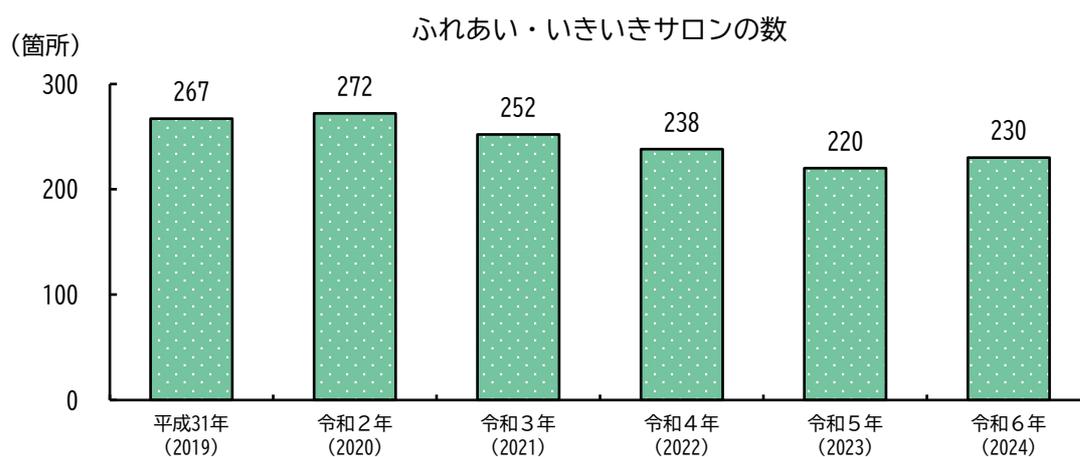
資料：高齢福祉課（各年3月末現在）

ボランティア団体登録人数は、令和3年以降増加傾向にある一方で、登録団体数は、ほぼ横ばいで推移しており、個人登録人数は増減を繰り返しています。令和6年で団体登録人数が6,153人、登録団体数が102団体、個人登録人数が170人となっています。



資料：男女共生・生涯学習推進課、市民活動交流センター（各年3月末現在）

ふれあい・いきいきサロンの数は、平成31年以降減少傾向にありましたが、令和6年は増加し、230箇所となっています。



資料：岐阜市社会福祉協議会（各年3月末現在）

2 市民ニーズの把握

(1) 市民・事業所等アンケート調査

【調査概要】

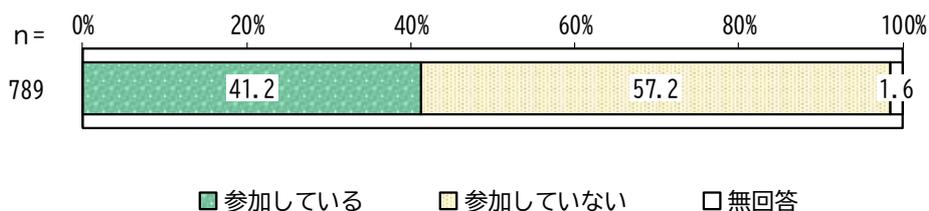
本調査は、市民や福祉関係事業所等の福祉に対する意識や地域活動への参加状況・意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

	市民アンケート	事業所アンケート	社協支部アンケート
調査期間	令和5年7月18日～8月8日		
調査地域	岐阜市全域		
調査対象	18歳以上の市民 2,000人	市内の福祉サービス事業所 (民間事業者、NPO法人含む) 400事業所	岐阜市社会福祉協議会 各支部長・主事 98人
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答		郵送配布・回収
有効回答数 (有効回答率)	789 (39.5%)	266 (66.5%)	98 (100.0%)

【市民アンケート調査結果】（主なものを抜粋）

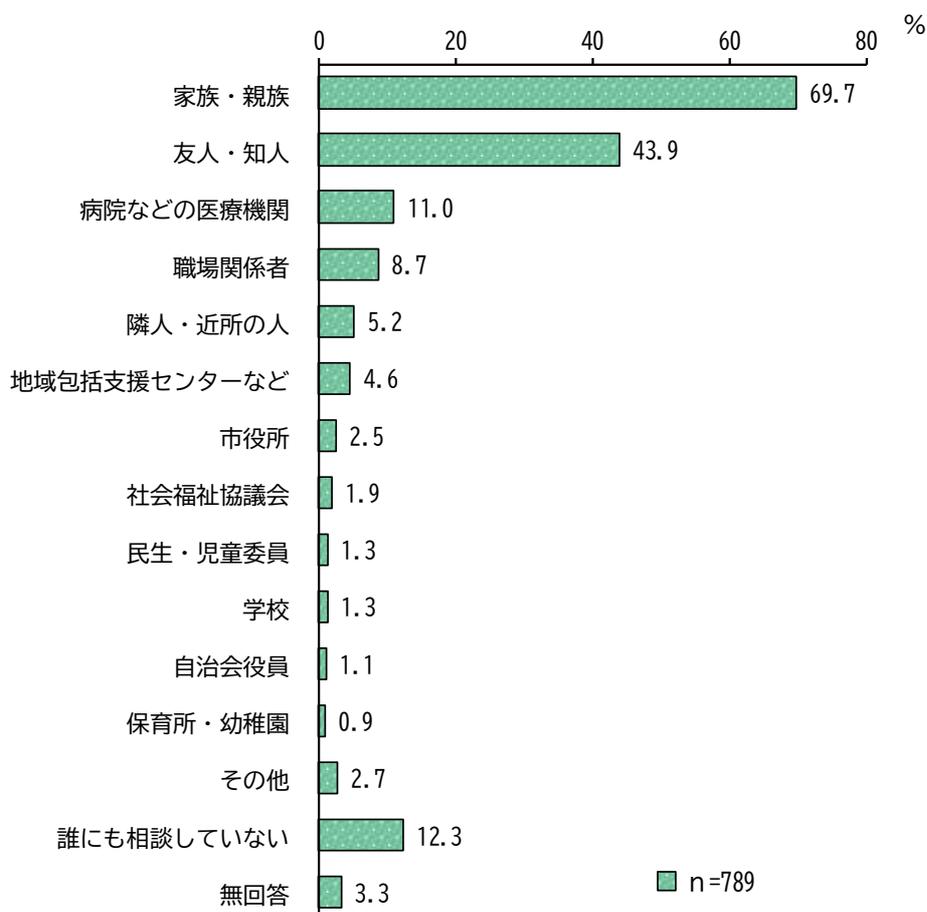
① 地域活動の参加有無（単一回答）

自治会などの地域活動や行事、ボランティア活動に参加しているかについては、57.2%が「参加していない」と回答しています。



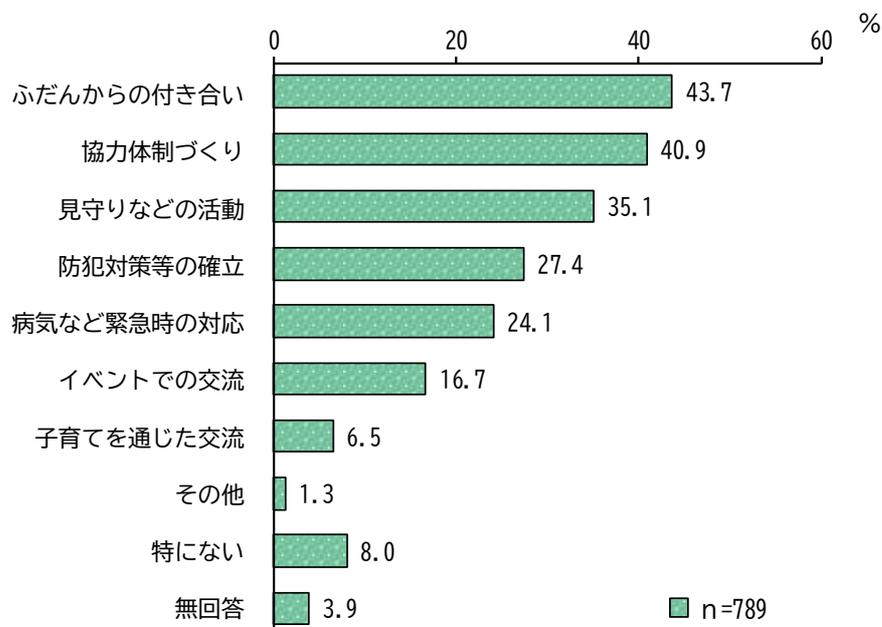
② 悩みや不安の相談先（複数回答）

悩みや不安などがある時、誰（どこ）に相談しているかは、「家族・親族」が69.7%と最も高くなっています。次いで、「友人・知人」43.9%、「誰にも相談していない」12.3%となっています。



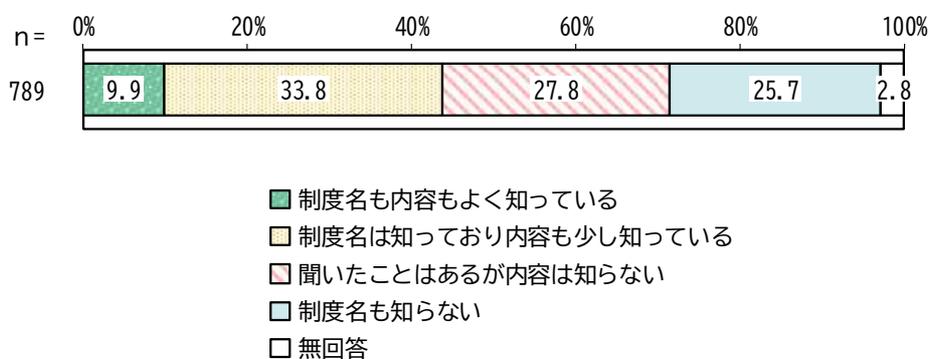
③ 地域として注力していくべきこと（3つまで回答）

助け合い、支え合いのまちづくりのために、今後、地域として、力を入れていくべきことは、「ふだんからの付き合い」が43.7%と最も高く、次いで、「協力体制づくり」40.9%、「見守りなどの活動」35.1%となっています。



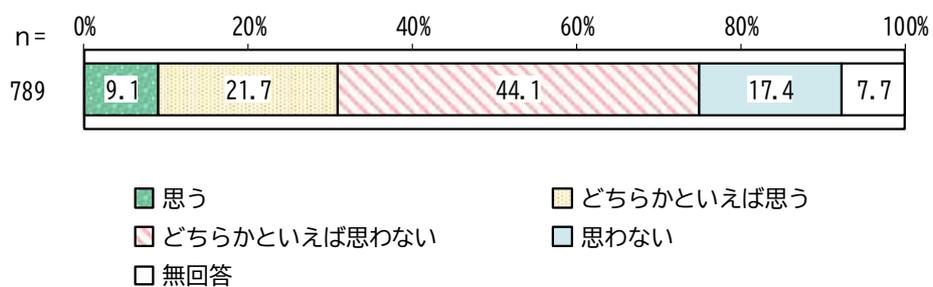
④ 成年後見制度を知っているか（単一回答）

成年後見制度に関する認知度について、「制度名も内容もよく知っている」は約1割の一方で、「聞いたことはあるが内容は知らない」が27.8%、「制度名も知らない」が25.7%であり、5割超は知らない状況です。



⑤ 犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思うか（単一回答）

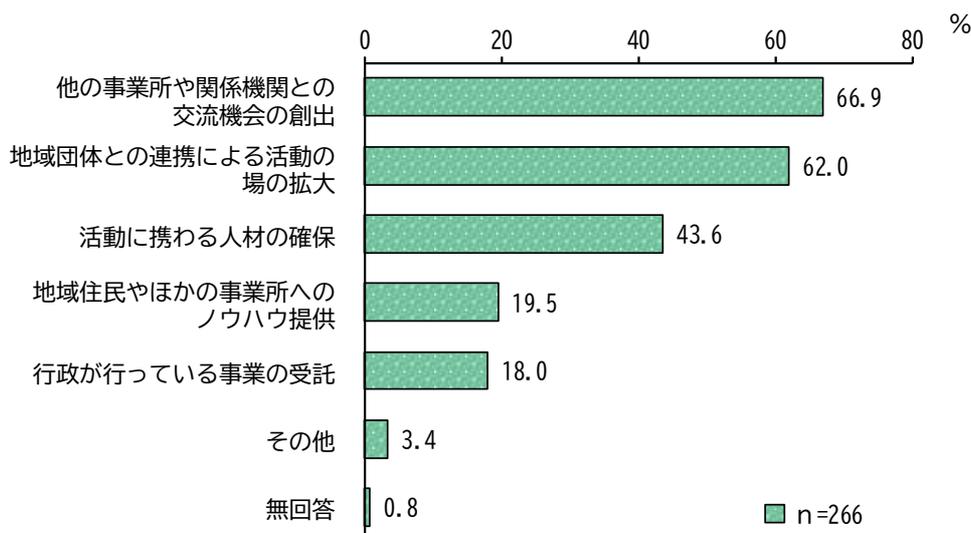
犯罪や非行をした人の立ち直りに協力したいと思うかについて、「思わない」が17.4%、「どちらかといえば思わない」が44.1%で、約6割が否定的な状況となっています。



【事業所アンケート調査結果】（主なものを抜粋）

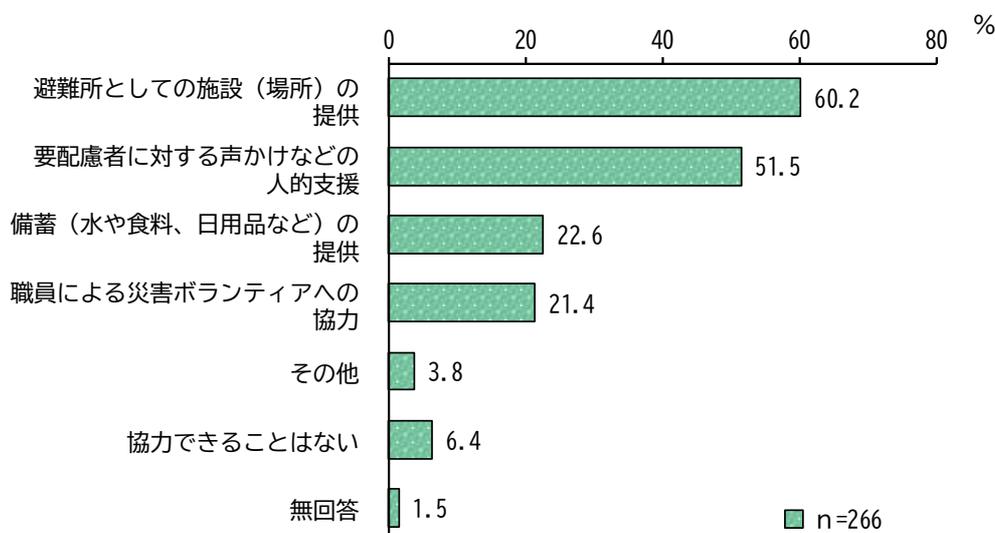
① 地域活動の活性化に必要な事業所の取組（3つまで回答）

地域活動の活性化に必要な取組については、「他の事業所や関係機関との交流機会の創出」が66.9%、「地域団体との連携による活動の場の拡大」が62.0%で、それ以外では、「活動に携わる人材の確保」が43.6%となっています。



② 事業所が災害時に協力できる内容（複数回答）

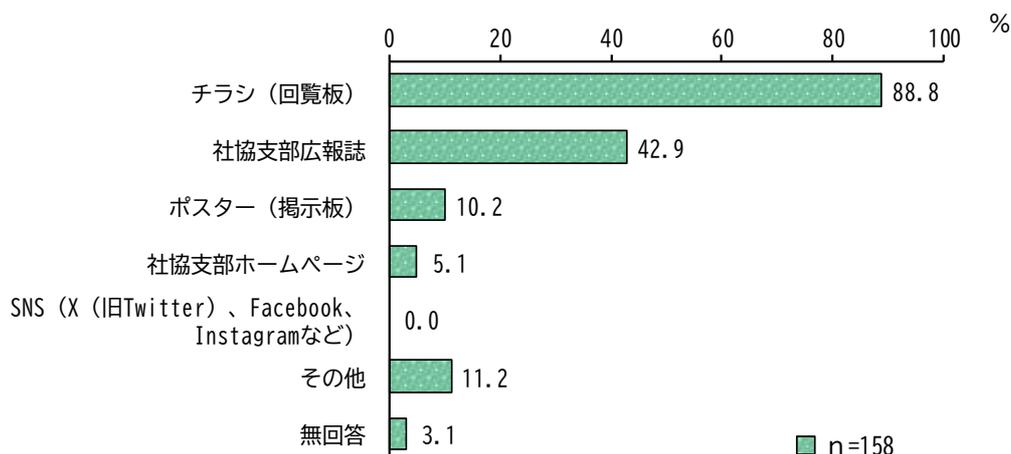
災害時の協力内容については、「避難所としての施設（場所）の提供」60.2%と「要配慮者に対する声かけなどの人的支援」51.5%に回答が集中し、「備蓄（水や食料、日用品など）の提供」や「職員による災害ボランティアへの協力」は、2割ほどとなっています。



【社協支部アンケート調査結果】（主なものを抜粋）

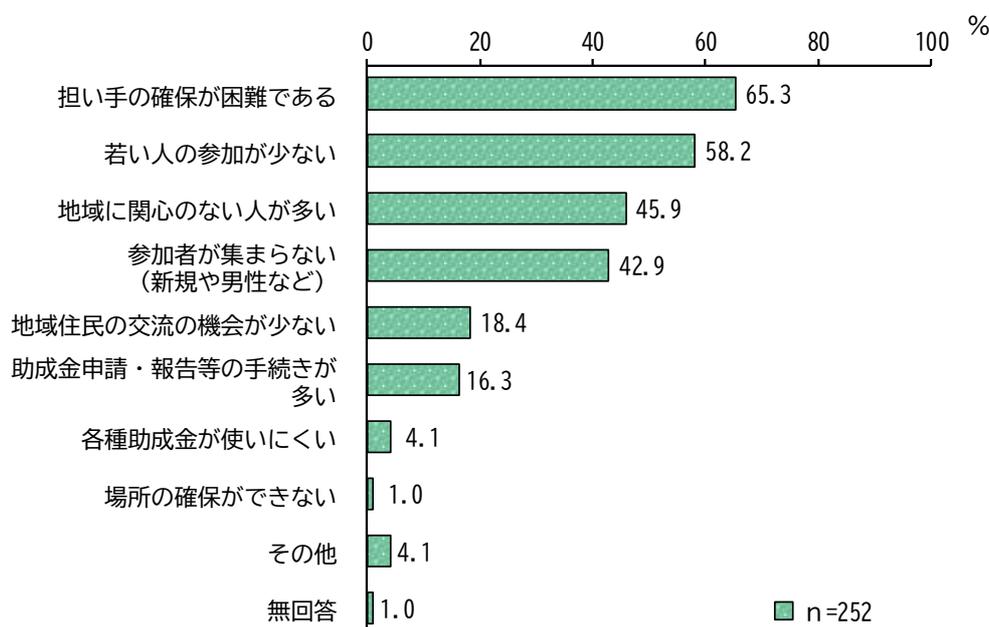
① 福祉に関する情報の提供方法（複数回答）

地域住民への福祉に関する情報提供の方法は、「チラシ（回覧板）」が88.8%と最も高く、次いで「社協支部広報誌」が42.9%、「その他」が11.2%となっています。



② 今後、支部活動を実施する際の課題（複数回答）

支部活動を実施する際の課題について、「担い手の確保が困難である」が65.3%、次いで「若い人の参加が少ない」が58.2%、「地域に関心のない人が多い」が45.9%、「参加者が集まらない（新規や男性など）」42.9%と担い手や参加者に関する課題が多くを占めています。



(2) 団体ヒアリング

【調査概要】

本調査は、福祉に係る団体等が活動する上での課題や意見・要望等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

実施期間	令和5年8月中旬～10月中旬
------	----------------

調査団体

分野	団体等名称	分野	団体等名称
高齢	岐阜市地域包括支援センター中央北	障がい	岐阜市基幹相談支援サテライト クロス
	岐阜市地域包括支援センター中央西		岐阜市基幹相談支援サテライト うかい
	岐阜市地域包括支援センター白梅華		岐阜市基幹相談支援サテライト ふなぶせ
	岐阜市地域包括支援センター島城西		岐阜市基幹相談支援サテライト ふなぶせ南
	岐阜市地域包括支援センター清流		一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会
	岐阜市地域包括支援センター西部		岐阜地区知的障がい者育成会
	岐阜市地域包括支援センター岐北		岐阜市あけぼの会
	岐阜市地域包括支援センター長良	子ども	岐阜キッズな（絆）支援室
	岐阜市地域包括支援センター北部	生活困窮	岐阜市生活・就労サポートセンター
	岐阜市地域包括支援センター岩野田	地域	岐阜市民生委員・児童委員協議会
	岐阜市地域包括支援センター北東部	多分野	特定非営利活動法人仕事工房ポポロ
	岐阜市地域包括支援センター三里本荘		特定非営利活動法人 コミュニティサポートスクエア
	岐阜市地域包括支援センター精華		岐阜市社会福祉法人連絡会
	岐阜市地域包括支援センター境川	成年後見	岐阜県弁護士会
	岐阜市地域包括支援センター南部		成年後見センター・リーガルサポート 岐阜県支部
	岐阜市地域包括支援センター厚見		一般社団法人岐阜県社会福祉士会
	岐阜市地域包括支援センター長森南		社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会
	岐阜市地域包括支援センター長森	再犯防止	岐阜山県保護区保護司会
	岐阜市地域包括支援センター東部		岐阜保護観察所
	岐阜市中ブロック機能強化型地域包括支援センター		更生保護法人岐阜県更生保護事業協会
岐阜市北ブロック機能強化型地域包括支援センター	岐阜市更生保護女性会		
岐阜市南ブロック機能強化型地域包括支援センター			

【団体ヒアリングからみえてきた課題のまとめ】（抜粋）

○主な課題	●対応案
<p>【高齢】</p> <p>○精神障がい疑いがあるが支援機関にうまく繋げない ○タイムリーな情報共有が難しい</p>	<p>●支援機関や専門機関との一層の連携が必要</p>
<p>【障がい】</p> <p>○地域と交流することに難しさを感じる ○精神障がい者に対する差別が残っていると感じる ○親亡き後は誰の世話になるのかといった相談がある</p> <p>○希望する地域における住まいの確保が難しい ○公共交通機関の利用が困難</p> <p>○特別支援学校に通う障がいのある子と地域が交流する機会が少ない</p>	<p>●地域との交流や、身体・知的障害者相談員や民生委員、福祉委員などと横のつながりをつくる必要がある</p> <p>●身元保証の制度を充実させる必要がある ●通院・通学の移動手段の支援</p> <p>●障がい福祉に関する教育を幼児期から実施 ●インクルーシブ教育を通じた意識の醸成</p>
<p>【子ども】</p> <p>○世帯が貧困に陥ることにより、低学力、低栄養、社会体験不足などの困難ケースが生じている</p>	<p>●学習支援活動や食料提供など多方面への継続支援</p>
<p>【生活困窮】</p> <p>○一時的な保護施設の設置や、食料支援物資などを保管する場所の確保が難しい ○保証人を必要としない緊急貸付制度が求められる</p>	<p>●関係機関によるチーム体制の支援</p>
<p>【地域】</p> <p>○民生委員・児童委員に対し、個人情報の共有ができていない ○民生委員・児童委員のなり手が不足している</p>	<p>●個人情報保護制度に照らして、可能な範囲で情報共有を進めていく必要がある ●民生委員活動を地域に広める等の積極的な啓発及び原因を丁寧に解明・分析して対応が必要</p>
<p>【多分野】</p> <p>○どの分野にも共通して居場所づくりが必要である ○NPO法人が事業を継続するための人や資金を工面するに苦労している</p>	<p>●誰もが取り残されないよう寄り添った支援ができる居場所を設置 ●事業継続できるよう金銭的な支援などの実施</p>
<p>【成年後見】</p> <p>○成年後見制度の利用促進が望まれる</p>	<p>●「成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金」の利用要件の柔軟な見直し</p>
<p>【再犯防止】</p> <p>○保護司の高齢化が進んでおり、担い手が不足している ○再犯防止について、地域住民の理解を得る機会が減っている</p>	<p>●市職員や教職員の退職者など、将来の保護司候補者への情報提供が必要 ●保護司や保護司会の紹介記事など広報誌への掲載が必要</p>

(3) 市民ワークショップ

【概要】

本市の地域福祉を取り巻く現状・課題やその解決策などについて、地域住民の方々と一緒に考え、意見交換をする機会とし、本計画の基礎資料を策定するため実施しました。

回	実施日	内容・テーマ	参加人数
第1回	令和5年10月13日(金)	講演：「地域福祉」ってなんだろう	27人
第2回	令和5年10月19日(木)	グループワーク：地域課題の洗い出し (課題・要因・理由の観点から)	27人
第3回	令和5年10月25日(水)	グループワーク：「地域福祉」の解決には？	24人

ワークショップの様子



第1回の講演にて「地域福祉」のイメージを膨らませた後、グループワークを行いました。年齢も立場も異なる参加者が(6つの)グループに分かれ、地域における身近な課題の洗い出し、地域課題の解決に向けたアイデアなどを話し合いまとめていきました。最後に発表を行い、参加者全員でアイデアを共有しました。

【ワークショップの結果】

支援者（担い手）の不在について

【課題】給料や待遇面が悪く成り手がいない、支援者の高齢化、行政のサポート不足 など

【解決方法】支援者のメリットを周知することや、福祉をテーマとしたワークショップを定期開催する など

日常生活（困りごとの解決）について

【課題】介護者がいない、隣近所で支え合える仕組みが不十分、どこに頼めばいいか分からない など

【解決方法】ショートステイやシェアハウスの活用、ちょっとした助け合い活動の推進、助けてくれる人の一覧表の作成 など

自治会のあり方について

【課題】自治会活動の見直しが必要、若い世代や女性の参加が少ない、活動の情報が不十分、負担感が大きい など

【解決方法】興味を引く行事を企画、広報活動の強化、勤務先の理解や休暇制度等の支援、支援コーディネーターの育成 など

つながりの大切さについて

【課題】施設の人手不足、地域と人との関わる機会の減少、相談できる場所を知らない など

【解決方法】多様な方が気軽に働くことができる仕組みづくり（プラットフォームの整備）、近隣住民の理解啓発 など

介護・看護について

【課題】行政・サービス事業所・ケアマネジャー等の連携不足、行政が実情をわかっていない、寄り添ってくれる人がいない、差別意識がある、悩み等を共有する場がない など

【解決方法】当事者同士が交流する場を作る、見守りの目を増やす、困っている人に声をかける、ケアマネジャーとの連携強化、気軽に助けてと言える環境を作る など

孤独・孤立について

【課題】隣人を気にかけることが大切だと考える認識が不足、地域の関わりが少ない、助けを求める人への周囲の理解が不十分、気軽に誰でも集える場が不足 など

【解決方法】訪問相談や出張相談会を積極的に実施、地域のために活動できる人の発掘・育成、自治会の活性化、民間の福祉施設を地域の交流の場とする など

3 課題の整理

各種統計やアンケート調査結果等を踏まえて、必要な取組や主な地域福祉課題を、次のとおり整理しました。

(1) 地域福祉の意識の醸成

困ったときに相談し合う、助け合う意識や地域に対する関心の低下がみられ、市民アンケートにおいても4割を超える市民が、助け合い、支え合いのまちづくりのために「住民同士のふだんからの付き合い」が必要だと感じています。

一人ひとりが地域に関心を持ち、「お互いさま」のこころを育むことで、人と人とのつながりを深くし、互いに支え合うまちづくりを進める必要があります。

(2) 担い手づくり

地域で活動する団体や地域住民が主体的につながり、一人ひとりがまちづくりの推進に向けて活動するために、地域活動の裾野を広げ、幅広い世代が活動の担い手となるよう、若い世代を含めた一人ひとりに対して地域参加を促す動機づけが必要です。

(3) 情報提供

福祉に関する情報の取得状況については、市民の約4割が「得られていない」と感じています。また、情報媒体については、若い世代を中心にSNSによる情報発信が求められている一方で、社協支部の情報発信は、紙媒体による情報提供が主となっています。

各世代でそれぞれ求める情報は異なることから、適時、必要な情報が対象者に届くよう、様々な提供方法の充実を図るとともに、高齢者や障がいのある方等にとってもわかりやすい情報提供の工夫が必要です。

(4) 地域づくり

自治会数及び自治会加入率は、減少傾向にあり、地域活動への関心が薄れ、住民同士が交流する機会が減少しています。

世代や属性を超えて交流できる多様な居場所や、様々な分野で活動する人が関係性を深められる場づくりのほか、地域行事等への参加を促進する取組を進めていく必要があります。

また、多様な地域生活課題等の解決に向けて、地域で活動を行う団体・企業が相互に交流できる仕組みづくりやその連携活動を支援し、地域コミュニティ機能の再構築を図ることが必要です。

(5) 災害時の備え

災害発生時における市民の不安について、救援方法が分からないとの声が多くありました。特に、高齢者ほど避難場所への移動に不安を抱えています。

一方で、事業所の半数以上が、災害時に避難所の提供や人的支援の協力を肯定的な考えを持っています。

防災対策の強化に向けて、災害に備えた地域ぐるみの活動が重要であり、平時からの意識啓発や取組が必要です。

(6) 複雑化・複合化した問題を抱えた人への対応

一人ひとりが抱える生活課題は、複雑化・複合化しており、また制度の狭間にある支援ニーズなども増えています。8050問題、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどに見られるように、既存の公的福祉サービスのみでは解決が難しくなっています。

市民アンケートでは、日頃の悩みや不安などがある時、「誰にも相談していない」方が、8人に1人いることが明らかになりました。

地域をはじめ、関係する支援機関や団体・事業所等とお互いに情報交換・共有をしながら、課題解決に向けて連携・協力を図り、誰ひとり取り残さない相互支援を行うことが必要です。

(7) 権利擁護

高齢化の進展とともに認知症患者数は、今後さらに増えることが予測されており、成年後見制度の必要性はますます高まります。

成年後見制度について、市民アンケートでは5割を超える市民が、制度名又は内容を知らない状況です。

市民や関係者への成年後見制度のさらなる周知と正しい理解の啓発に取り組み、市民にとって利用しやすい制度とすることが必要です。

(8) 再犯防止

市民アンケートによると、約6割が犯罪や非行をした人の立ち直りに「協力したいと思わない」、又は「どちらかといえば思わない」と回答しています。

犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活を送れるよう、更生保護団体との連携強化やその活動を支援するとともに、地域においても犯罪や非行をした人などを受け入れられるよう、差別や偏見をなくし、再犯防止について正しく理解することが必要です。

第3章

基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、地域共生社会の実現を目指して、市民や地域福祉を担う関係者が互いに手を取り合い、誰も取り残されることのない、安心していきいきと心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、目指す福祉のまちづくりの考え方は変わらず、市民をはじめとする地域の多様な主体と、その活動を支援する市と市社協が、この考えを共有しながら、これまでの取組をさらに進めていくため、前計画の基本理念を承継します。

【 基 本 理 念 】

手をつなごう 誰もが安心していきいきと
心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

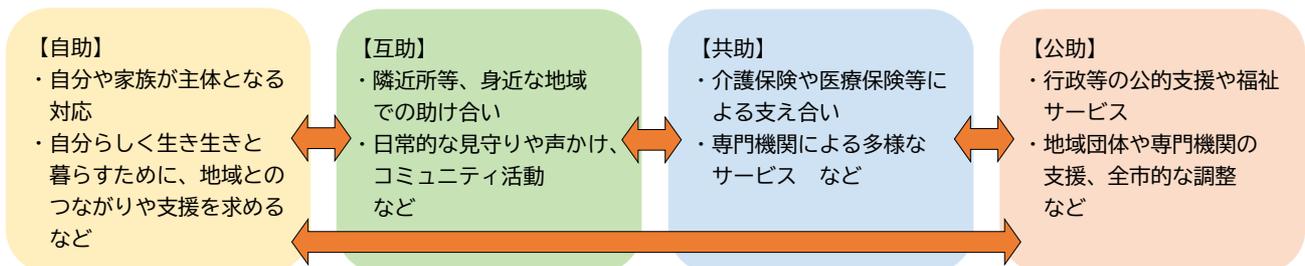
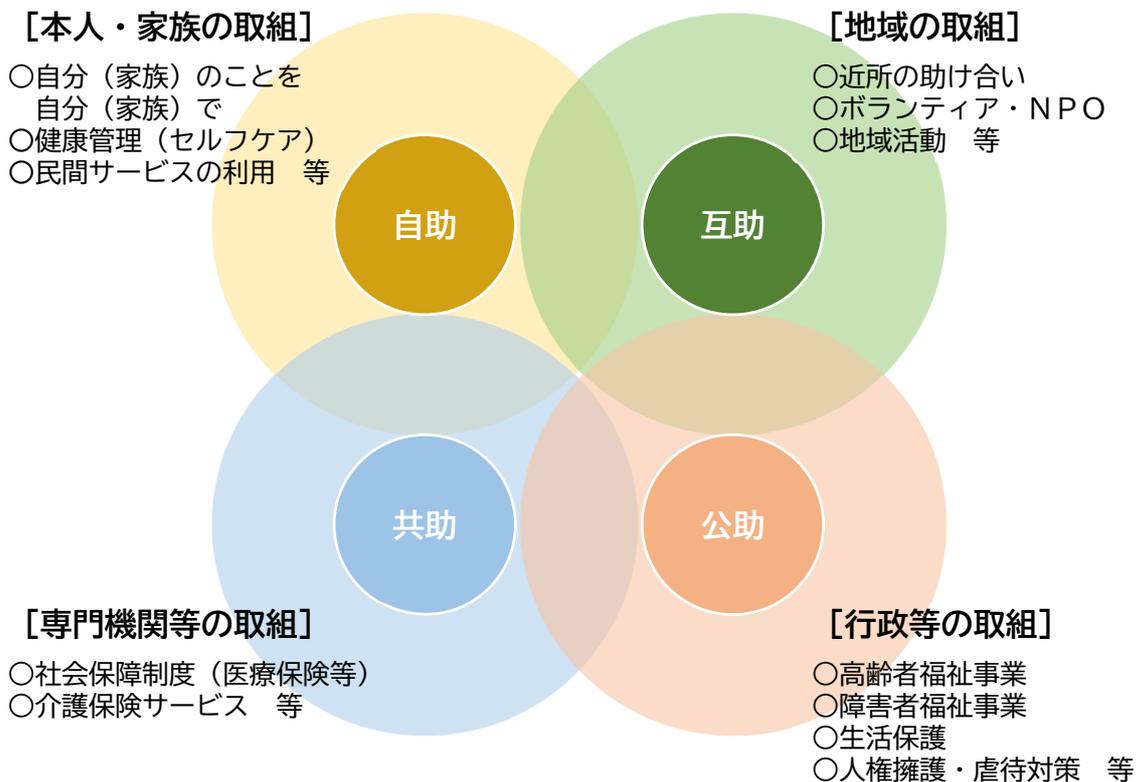
2 本市の目指す地域福祉の姿

(1) 地域福祉推進の考え方

「地域福祉」とは、それぞれの地域において、誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や活動団体、社会福祉関係者、行政機関等が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

(2) 自助、互助、共助、公助の関係

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが取り組む「自助」、近所の住民や地域の団体等が取り組む「互助」、専門機関等が取り組む「共助」、行政等が取り組む「公助」を基本として、それぞれが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。



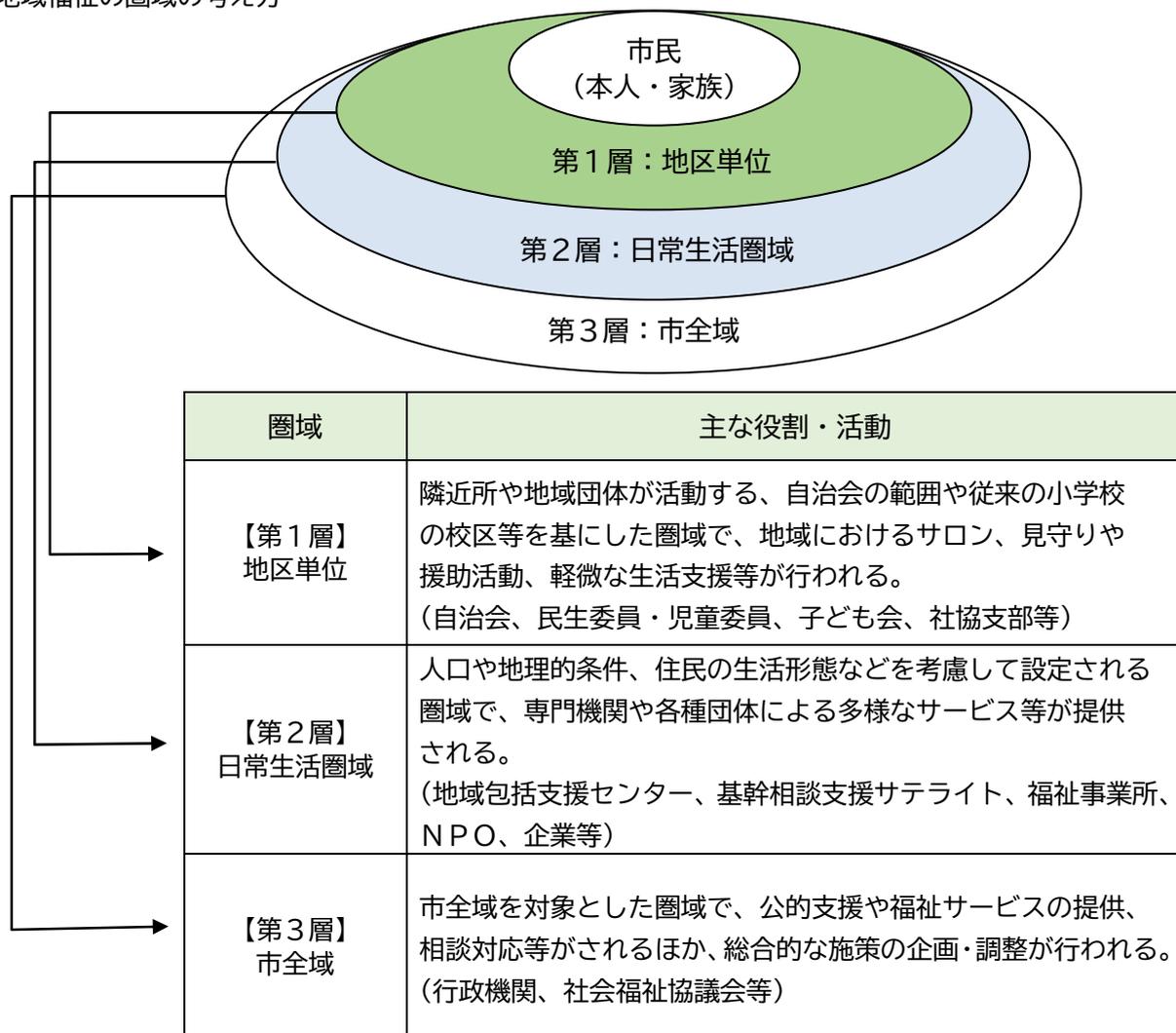
(3) 圏域の考え方

地域福祉の推進においては、隣近所の小さな単位から市全域の大きな単位といった、様々な圏域の中で活動を展開しています。

本市では、地域生活課題や福祉ニーズを把握し、これに的確に対応していくために、次の図のように、圏域を3つの階層に整理し、市民を中心に、地域、専門機関、行政などが、それぞれの役割を明示しながら相互に協働して地域福祉を進めます。

隣近所や地域団体が活動する地区単位を「第1層」、福祉の専門機関や各種団体等のサービス提供が行われる日常生活圏域を「第2層」、公的な相談や支援が行われる市全域を「第3層」と設定し、重層的に構成することで、それぞれの階層に応じた取組をもとに階層間での情報共有や連携を図っています。

■地域福祉の圏域の考え方



3 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していきます。

(1) 「知る・育む」

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに暮らす人たちが互いの個性を尊重し、認め合い、思いやりの心を持って支え合うことが大切です。

幼少期からの福祉教育や福祉体験学習を通じて、“お互いさま”のこころを育み、世代間交流などにより周りの人たちや地域への興味・関心を高めるなど、福祉意識の向上と相互扶助意識の醸成に取り組みます。こうした活動を通じて、地域で活躍する人材の育成にもつなげていきます。

また、地域の情報等をわかりやすく、受け取りやすくするため、提供方法を工夫して地域福祉活動をより身近に感じられるよう、取組を進めます。

(2) 「つながる・支え合う」

地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要です。

気軽に交流できる場や機会を増やして地域参加を促すことで、住民同士のつながりを深め、地域の課題を地域の人たちが解決に向けて取り組んでいけるような仕組みをつくりま

す。

また、平時から地域の連携を深め、災害発生時に備えるなど、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指します。

(3) 「受け止める・寄り添う」

支援を必要とする人や生きづらさを感じる人は増加し、困りごとを抱えていても誰にも相談できない人もいます。誰ひとり取り残さず、早期に必要な支援につなげていくことができるよう地域や支援機関同士が連携するとともに、地域での困りごとを受け止める身近な相談窓口の設置に取り組みます。

また、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な人とその家族を支援するため、成年後見制度の周知や利用の促進を図ります。

さらに、犯罪や非行をした人が地域住民の理解と協力を得て自立・社会復帰できる環境がつくられるよう啓発活動に取り組みます。

4 施策の体系

[基本理念]

手をつなごう
 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる
 市民が主役のまちづくり

[基本方針]

1 「知る・育む」

2 「つながる・
 支え合う」

3 「受け止める・
 寄り添う」

[取組の方向性]

① 助け合う・支え合う意識の向上

② 地域福祉の担い手づくり

③ 広報・啓発活動の充実

① 多様な交流の場・居場所づくり

② 地域住民を取り巻くネットワークづくり

③ 災害に備えた助け合いの関係づくり

① 困りごとを解決する仕組みづくり

② 権利擁護の推進
 【成年後見制度利用促進計画】

③ 再犯防止対策の推進
 【再犯防止推進計画】

1 施策の展開について

前章では、「知る・育む」、「つながる・支え合う」、「受け止める・寄り添う」の基本方針ごとに、それぞれ取り組むべき方向性を整理しました。

第4章では、それぞれの基本方針の「取組の方向性」ごとに、【概要】、【現状と課題】、【今後の展開】を整理します。

また、地域福祉推進の主役は、市民一人ひとりであることや、多様な活動主体の協力が欠かせないことから、「市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと」を示します。

そして、計画期間に取り組む施策を「市・市社協の取組」として分類し、各主体の役割を明確にしながら、さまざまな施策を展開していきます。





1-① 助け合う・支え合う意識の向上

【概要】

福祉意識の向上と相互扶助意識の醸成を図るため、広報やイベント等、様々な機会を通じて、地域福祉の大切さをわかりやすく周知し、地域における住民の相互交流、世代間交流によって共生のこころを育むとともに、次世代に向けた福祉教育や福祉体験学習を推進します。

【現状と課題】

地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、困ったときに相談したり、助け合ったりする意識の低下や自らの地域に対する関心の低下が課題となっています。

育児不安があっても周りに相談できる相手がいない子育て世代や、身の回りに困りごとが生じて、それを頼める相手がいない高齢者などです。

全ての人が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活していくためには、人や地域と関わりを持ち、「お互いさま」のこころを大切にすることが必要です。

【今後の展開】

同じ地域の住民として、共に生きる喜びを感じ、幸福感（well-being）を得ることができるよう、市民一人ひとりがお互いを思いやり、多様性を認め合うことができる取組を進めます。

また、多くの人々が地域福祉に関心を持ち、理解を深めることで、地域活動等への参加・協力の推進を図ります。

さらに、次世代を担う子どもたちが地域との関わりを通じて、福祉への興味や地域への愛着の醸成に取り組みます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者に関する理解を深める。 ・講座やイベントに参加する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題や問題を共有する。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や企業は地域活動や社会貢献活動に取り組む。 ・市民が福祉団体、ボランティア団体などと交流することができる啓発イベントを開催する。

【市・市社協の取組】

◆ 個人を尊重し、多様性を認め合う啓発活動の推進

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障がい者理解啓発推進事業	障がいへの理解を広めるため、パンフレットやポスターを活用した周知、講演会や交流イベントを開催します。さらに、障がい者への配慮の好事例を収集・公表します。	障がい福祉課
	ゲートキーパーの周知	自殺対策を推進するため、講演会の開催や地域で講座を開催するなど、悩んでいる人に気付き、声をかけてあげられる人「ゲートキーパー」についての認知度向上を図ります。	地域保健課
	家族介護教室事業	65歳以上の高齢者の家族に、介護や、健康づくりなどに関する知識及び技術の習得を目的に情報の提供、指導などを行います。	高齢福祉課
市社協	市民福祉大会	市との共催により、市民の社会福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりを推進するために、社会福祉功労者の表彰などを行います。	総務課
	赤い羽根共同募金	地域福祉のために活動をしている団体への支援運動となる共同募金活動を推進します。	総務課
	福祉教育・福祉出前講座	幅広い世代の市民が地域福祉に関心を持てる機会を提供するため、地域や学校、企業等に市社協の職員が出向き、福祉教育や福祉出前講座を開催します。	地域福祉課



コラム

じぶんの町をよくするしくみ ～赤い羽根共同募金～



赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町をよくするしくみ」として取り組む計画募金です。

みなさんからの寄付は地域の子育て支援や、子どもの居場所支援、見守り活動など身近な福祉活動、障がいのある方など様々な手助けを必要としている人々が安心して生活を送れるように役立てられています。



岐阜市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「なごみん」

1-② 地域福祉の担い手づくり

【概要】

地域活動を担う人材育成やボランティア養成のための研修を実施するとともに、養成した人材が地域で活躍できるよう、情報提供や働きかけを行います。

また、福祉の専門的な知識や経験のある人が地域に関わることができるよう、関係機関や団体との連携を進めるとともに、企業等による従業員の社会貢献活動やボランティア活動への参加を奨励します。

【現状と課題】

地域福祉活動に携わる担い手の高齢化・固定化や地域のつながりの希薄化、若者の地域離れなどにより、地域を支える人材が不足し、活動が縮小している中、若い世代を含めた幅広い世代の担い手の確保や育成が課題となっています。

【今後の展開】

地域住民の自発性にに基づき、それぞれが可能な範囲で参画することで、市民一人ひとりが地域福祉の担い手として活躍できる機会を創出します。

また、地域活動のさらなる広がりや新たな活動へと生かすことができるよう、自らの意欲と関心に応じて参加できる学びの機会を充実させていきます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none">・地域活動の担い手を育成する事業に、興味を持って参加する。・自らができる地域福祉活動を実践する。
地域	<ul style="list-style-type: none">・市、市社協が実施する担い手を育成する事業に誘い合せて参加する。・福祉に関する講座、勉強会等を開催する。・市民などが、地域活動の担い手として参加できるような場を紹介し、受け入れをサポートする。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none">・大学生・専門学校生などの実習の受け入れなどを充実させる。

コラム

福祉の学びから、子どもたちも地域の担い手へ！ ～子ども福祉委員～

小学校で「福祉体験学習」を受けた子どもたちが、地域の将来や自分たちでできることを考え、学校の枠を越えて、自主的・自発的に活動しています。

例えば、華陽地区では、資源回収の日である毎月第1月曜日に、中学生が一人暮らし高齢者宅を訪問し、回収場所まで資源ごみを運搬しています。



【市・市社協の取組】

◆ 地域福祉活動を支える人材の発掘・養成

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障がい者配慮促進事業	企業などからの要請に応じ、障がい者への配慮について助言などを行うための「インクルーシブアドバイザー」を養成し、派遣します。	障がい福祉課
	支え合い活動実践者養成事業	地域福祉活動の運営ノウハウが習得できる研修を実施し、支え合う活動を担う人材を養成します。	高齢福祉課
	認知症サポーター養成事業	地域、職域、学校などにおいて、正しい認知症の理解を深め、認知症の人とその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。	高齢福祉課
	岐阜まちづくり人講座	地域で活躍できる人材を発掘・養成し、継続的に地域のまちづくり活動が展開できるよう、岐阜市まちづくりサポートセンターが、実践的な講座を開催します。	市民活動交流センター
市社協	出会いと学びの講座	新たな担い手や若い世代の地域福祉活動への参加を促すことを目的に、地域の様々な人が交流し、支え合う地域づくりを推進するための学びの場として講座を開催します。	地域福祉課

◆ 個人や企業等の社会貢献活動やボランティア活動への参加促進

主体	事業名	事業概要	担当課
市社協	ボランティアコーディネーター事業	ボランティア活動の普及、啓発を目的に、ボランティア案内板の発行（毎月）やホームページ、SNSを活用した情報発信を行います。また、ボランティアに関する各種相談に応じます。	ボランティアセンター
	ボランティア入門講座	幅広い年齢層の方が興味・関心を持ち、気軽に参加してもらえるボランティア講座を開催します。	ボランティアセンター
	ボランティア塾	小・中学生を対象に、学校以外で福祉・ボランティアを学ぶ機会として、講座や研修会を開催します。	ボランティアセンター

コラム

ボランティア講座をきっかけに立ち上がったグループ ～傾聴ボランティア 岐阜サルビア～

岐阜市ボランティアセンター主催のボランティア講座修了者が中心となって「傾聴ボランティア 岐阜サルビア」を立ち上げました。
孤独・孤立の解消を目的に、電話での傾聴をメインに活動しています。



1-③ 広報・啓発活動の充実

【概要】

地域活動や生活課題の情報など、市民が地域福祉を身近に感じられる情報について、様々な媒体を活用し、地域住民にわかりやすく、受け取りやすい情報の発信に努めます。

【現状と課題】

市や市社協では、多様な媒体を用いて情報発信に取り組んできました。

しかし、まだまだ福祉や地域に関する情報が十分に、市民に行き届いていない状況にあります。

わかりやすく伝える方法や相談しやすい体制の拡充に加え、知りたい情報、知ってほしい情報が伝わるよう、より効果的な情報の発信が求められています。

【今後の展開】

高齢者、障がいのある人、子どもや子育て世代、生活困窮者をはじめ、福祉サービスが必要とする人、あるいは、地域活動や行事に興味がある人などに、必要な情報が届くように、わかりやすい情報提供を行うことで、市民の関心や意識の向上と参加促進につなげます。

また、人権感覚の向上と地域共生社会への実現に向けた意識啓発を図ります。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	・市や市社協、地域が発信する情報に関心を持ち、情報収集に努める。 ・情報を必要とする人に、情報を伝える。
地域	・地域の活動や課題について、発信する。
専門職・事業者	・市や市社協が発信する情報を収集し、地域住民に伝える。

【市・市社協の取組】

◆ 幅広い世代に向けた地域情報の提供

主体	事業名	事業概要	担当課
市	市民活動情報収集提供事業	市民活動を取材し、情報を集約するとともに、印刷物の配架、広報ぎふやSNSを活用した情報発信を行います。	市民活動交流センター
	市民向けの周知ガイドブック	福祉の各分野の事業をまとめたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度の周知及び利用促進を図ります。 [高齢分野] ひとり暮らし高齢者ガイドブック、高齢者のあんしん生活 [障がい分野] 障がい者の明日のために、精神保健福祉ガイドブック [子ども分野] 親と子のハンドブックぶりあ、ひとり親家庭等ガイドブック [全市民向け] エンディングノート、総合防災安心読本等	関係各課
	市の取組に関する多様な情報発信	広報ぎふ、ホームページ、SNS、チラシの配架、ポスターの掲示、回覧板など各種媒体により充実した福祉情報の提供に努めます。	関係各課
市社協	社協だより、ホームページなど多様な情報発信	社協事業に対する理解と関心を高めるため、社協だよりやホームページ・SNSなどを活用した情報発信を行います。	総務課
	マスコットキャラクター（なごみん）の活用	幅広い世代の市民に福祉や市社協について関心を持ってもらうため、マスコットキャラクター「なごみん」を活用して情報を発信します。	地域福祉課

コラム

岐阜市社会福祉協議会マスコットキャラクター ～なごみん～

なごみんは、市社協法人化55周年を機に誕生したマスコットキャラクターです。れんげ草の花言葉の「心が和らぐ」という意味からなごみんと名づけられ、ハートの花を振ってみんなを優しい気持ちにしてくれます。





2-① 多様な交流の場・居場所づくり

【概要】

すべての人が趣味や特技を生かし、新たな世代間交流やコミュニケーションが促進される仕組みづくりを進めるとともに、社会的な孤立を防ぐため、日頃から集える場所や情報交換などの機会を創出します。

【現状と課題】

地域活動への参加や住民同士の交流機会が減少し、近隣関係や地域の結びつきが希薄化する中、誰もが孤立することなくいきいきとした生活を営むことができる環境づくりが必要です。世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や地域行事・レクリエーション等の集いの場を増やしていくことに加え、住民をどのように巻き込んでいくかが課題です。

【今後の展開】

誰もが地域社会とのつながりを持ち、顔見知りが増え、自然と支え合いが生まれる環境づくりに努めます。地域住民が主体となって、気軽に集まり交流できる場や機会をつくることで、住民同士のコミュニケーションや世代間交流を深め、社会的な孤立の防止や日常生活における生きがいづくりにつなげます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら又は誘い合って、集まりに参加するとともに、支えられる側としても参加する。 ・地域の中で、自然と支え合いができる緩やかなつながりをつくる。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における孤立をなくすため、気になる人に声をかける。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体と連携し、行事・イベントを積極的に開催する。 ・見守り活動や居場所づくり、サロン活動などの地域の福祉活動を充実させるため、団体間や地域との交流を図る。

【市・市社協の取組】

◆ 地域活動に興味を持ち、参加したくなるような環境づくり

主体	事業名	事業概要	担当課
市	障害者各種団体助成	障がいのある方の活動団体を支援し、社会参加の促進支援を図るとともに、スポーツ大会への補助を行います。	障がい福祉課

主体	事業名	事業概要	担当課
市	老人クラブ運営補助	地域において高齢者の健康づくり、介護予防活動を推進する老人クラブを支援します。	高齢福祉課
	住民主体型デイサービス等補助金	住民が主体となるデイサービスや認知症カフェを開設・運営しようとする団体に、運営費を補助し、高齢者の社会的な孤立を防止し、介護予防につなげます。	高齢福祉課
	子ども食堂支援事業	「子ども食堂」を開設する団体を支援し、孤食防止や地域コミュニティづくりなど、子どもの居場所づくりを推進します。	子ども政策課
	自治公民館への助成	地域の社会教育・生涯学習やコミュニティ活動の場である自治公民館の建設及び修繕に補助を行い、地域活動の振興を図ります。	市民活動交流センター
	市民活動支援事業	市民活動団体の事業等を支援することにより、協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会の実現を図ります。	市民活動交流センター
市社協	社協支部活動推進事業助成金	社協支部活動の充実を図るため、ふれあい・いきいきサロンや子育て支援サロンなどを開催する支部に対し、補助を行います。	地域福祉課
	福祉団体などへの支援・連携	福祉団体・施設が行う自立支援や社会参加を目的とした事業などに対して支援し連携を図ります。	総務課

◆ 誰もが気軽に集まり、生きがい生まれる居場所づくり

主体	事業名	事業概要	担当課
市	家族の集い「ほっとcafé」	ひきこもりの状態にある方のご家族を対象にグループミーティング「ほっとcafé」を開催し、家族同士が交流することで家庭の孤立防止を図るとともに、ひきこもりへの理解を深めることにより、家族間での適切な関わりを促します。	福祉政策課 ひきこもり相談室
	社会的居場所づくり事業	人との関わりが苦手な生活に困窮している方を対象に、軽作業などの職業体験を通して、自己肯定感の醸成を図る社会的な居場所を提供します。	生活福祉二課
	寄り添い型学習支援等事業	養育環境や学力の遅れなどの問題を抱え、生活に困窮している世帯の小中高生などを対象に、健全な育成と自己肯定感を育むため、学習支援を行います。	生活福祉二課
	高齢者大学事業	高齢者の知識、教養を深め、生きがいづくりを図るため、健康、歴史など多種多様なテーマで講座を開催します。	高齢福祉課
	老人健康農園運営事業	余暇を利用して作物を栽培し、収穫を通して、高齢者の生きがい・健康づくりを図る老人健康農園を運営します。	高齢福祉課
	三世代交流事業	高齢者の生きがいを推進するとともに、未来を担う子どもたちへの地域文化の伝承やスポーツ活動の実施などを通して、三世代の交流を図ります。	高齢福祉課
	子どもの居場所づくり事業	児童館・児童センター、ドリームシアター岐阜及び鷺山子ども館において、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。また、各種団体などとも連携し、地域の子育て力の向上を図ります。	子ども支援課
	柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」	子どもにあそび場や体験の場を提供するとともに、乳幼児の親子が気軽に利用できる設備の設置、子育てに関する様々な情報発信・交流等を行い、地域における子育て支援の充実を図ります。	柳ヶ瀬子育て支援施設

主体	事業名	事業概要	担当課
市	柳ヶ瀬健康 運動施設 「ウゴクテ」	健康寿命を伸ばして楽しく豊かな生活を営むため、運動施設や健康づくり教室といった場所を提供し、身体活動・運動の習慣づくりを支援します。	健康 づくり課
	子どもの生活・ 学習支援事業	ひとり親家庭の居宅などにおいて、子どもの生活及び学習に関する相談の対応、基本的な生活習慣の習得の支援及び生活の指導、学習習慣の定着、その他の学習の支援を行います。	子ども 支援課
	地域子育て支援 センター	子育て親子の交流の場を提供し、相談・援助、情報の提供、セミナー等を実施することで、子育ての不安感、負担感等を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。	子ども 保育課
	生涯学習 「長良川大学」	生涯学習で得た知識を地域に還元することにより、活力ある地域社会の実現をめざすため、各種講座・教室等をライフステージに応じて体系化し、「長良川大学」として開催します。	男女共生・ 生涯学習 推進課
	岐阜市型 コミュニティ・ スクール推進 事業	地域に愛着を持つ子どもたちを育成するため、地域の人々と触れ合い、新たなコミュニケーションを図る場やその機会の創出を図ります。	学校指導課
	老人福祉セン ター 健康ステーシ ョン 生涯学習セン ター コミュニティ センター 公民館活動 青少年会館 みんなの森ぎふ メディアコス モス	講座やイベントを行うとともに、活動の場を提供します。	関係各課
	黒野共栄館交流 促進事業 早田教育集会所 教育活動事業	差別や偏見をなくすため、講座やイベントを行い、日常的に住民交流を図ります。	人権啓発 センター
市社協	なごみんカフェ	孤独を感じている方や社会とのつながりが希薄な方に対する社会参加のきっかけづくりとして、誰もが参加できる居場所をつくれます。	ボランティ アセンター
	ふれあい・いき いきサロン事業	歩いて気軽に集まることができる公民館などで、孤立防止や仲間づくりを目的としたふれあい・いきいきサロンを、定期的を開催します。	地域福祉課
	子育て支援 サロン事業	子育て中の親子を対象に、気軽に相談や情報交換ができる場、仲間づくりの場となることを目的とした子育て支援サロンを開催します。	地域福祉課
	子どもの居場所 づくり事業	福祉施設などと連携し、子どもたち（小・中学生）にとって安心できる居場所をつくり、学習や交流活動を通して社会性や自主性の伸長を図ります。	地域福祉課



コラム

社会参加に向けたきっかけづくり ～なごみんカフェ～

誰でも気軽に参加できる居場所として、毎月1回開催しています。
前半は脳トレや軽体操などのテーマを設け、後半はグループに分かれて
おしゃべりをしながら、楽しいひと時を過ごしています。



コラム

創意工夫を凝らした住民主体による多様な形！ ～ふれあい・いきいきサロン～

社協支部では、公民館や福祉施設の空きスペース、喫茶店などを活用し、
気軽集える場としてふれあい・いきいきサロンを開催しています。

おしゃべりを楽しむ茶話会や脳トレ、健康体操・ストレッチヨガなどといっ
た健康づくりのほか、時には子どもたちと一緒にレクリエーションなどを行
います。

活動に参加することで生活にメリハリが生まれ、社会参加の意識が高まり
ます。また、活動をともにする仲間と会話し、無理なくからだを動かすこと
は、閉じこもりを防ぎ、介護予防の効果も期待できます。



2-② 地域住民を取り巻くネットワークづくり

【概要】

地域住民同士の声かけや日常的な見守り活動など、つながりを深める取組や日常生活の困りごとなどに対する支え合い活動を促進するとともに、自治会や民生委員・児童委員、社協支部、民間事業者等が、円滑に相互交流できるように情報共有及び連携支援を行います。

【現状と課題】

地域には、子どもをはじめ、働き盛りの人、高齢者といった多様な年代の人に加え、障がいのある人や一人で子どもを育てている人など様々な人が暮らしており、それぞれの価値観も多様です。

また、自治会加入率の低下に表れているように、地域コミュニティ機能の低下が進みつつあります。こうした状況の中で、地域全体で支える力をどのように高めていくかが課題となっています。

【今後の展開】

隣近所や関わりのある人同士が、お互いを気にかけて、声かけや見守りが行われる地域づくりを進めます。

また、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、様々な関係者や団体が相互に連携してネットワークづくりを進め、地域力の向上を図ります。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none">・あいさつや声かけなど、地域の人とのコミュニケーションを心がける。・地域コミュニティに対する理解を深め、近隣での助け合い・支え合いを考える。
地域	<ul style="list-style-type: none">・あいさつや声かけを推進し、住民同士の相互理解や交流を促進する。・住民同士の交流を促すイベント等を開催する。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none">・地域内の団体、事業所、企業等と課題を共有し、連携する。

【市・市社協の取組】

◆ 住民相互の見守りや生活支援の充実

主体	事業名	事業概要	担当課
市	民生委員・児童委員	市内に民生委員・児童委員が適切に配置されることにより、身近な地域で福祉相談が受けられる体制を整備します。	福祉政策課
	身体・知的障害者相談員事業	身体・知的障害者相談員を配置し、関係機関と連絡をとりながら障がいのある方や保護者などからの相談に応じ、助言・指導を行います。	障がい福祉課
	安否確認サービス事業	ひとり暮らし高齢者等の自宅に感知センサーを設置し、反応がないときは24時間以内に安否確認センターから安否確認を行います。	障がい福祉課 高齢福祉課
	配食による高齢者見守り事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境を確保するため、配食による高齢者等の見守り体制を整備します。	高齢福祉課
	ぎふファミリー・サポート・センター事業	地域において「育児の援助を受けたい方（依頼会員）」と「育児の援助を行いたい方（提供会員）」が会員となって相互援助活動（有償）を行います。	子ども支援課
	キンダーカウンセラー派遣事業	臨床心理士、公認心理師等をキンダーカウンセラーとして、市内の幼児教育施設に派遣し、保護者及び保育士の相談活動を行います。	幼児教育課
市社協	福祉委員活動支援事業	地域の福祉問題の発見、福祉情報の伝達を行う福祉委員を設置し、民生委員などとの連携や協力体制づくりを推進します。	地域福祉課
	支え合いマップづくり推進事業	支え合いマップづくりを通して、地域課題の共有、問題解決のための検討、ネットワーク・仕組みづくりを行います。	地域福祉課
	緊急医療情報キット（命のバトン）普及事業	災害時や日常の緊急時に備えて、自らの医療情報や緊急連絡先などを記した緊急医療情報キット（命のバトン）を冷蔵庫等に保管する取組を推進します。	地域福祉課
	助け合い体制・支え合いの場づくり支援事業	助け合い活動（生活支援サービス）や支え合い活動を行うための新たな拠点づくりを支援します。	地域福祉課



コラム

日常のちょっとした困りごとを応援 ～地域の助け合い活動（生活支援サービス）～

地域で安心して自立した生活を実現するため、助け合い体制・支え合いの場づくり支援事業を活用した地域の助け合い活動の輪が広がっています。

助け合い活動では高齢者や障がいのある方など支援を必要とする人を対象に、庭の清掃（草取り、枝払い）、ゴミ出し、電球交換などの日常のちょっとした困りごとを住民同士の助け合いで支援しています。



◆ 多様な主体が相互交流できる環境づくり

主体	事業名	事業概要	担当課
市	地域生活支援拠点等整備	障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域での生活を支援するため、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制を整備します。	障がい福祉課
	日常生活圏域協議体設置事業	地域資源や地域課題の洗い出しとともに、地域住民が主体的に課題を解決するため、関係者が集まって生活支援・介護予防サービスの体制整備を考える協議会を設置します。	高齢福祉課
	支え合いの仕組みづくり推進事業	日常生活圏域協議体で協議され、生活支援サービス創出に向け意思統一された課題について、その解決に向けての活動の推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	高齢福祉課
	地域福祉コーディネーター配置事業	地域福祉活動の円滑な推進・支援を図るため、地域住民の福祉活動等の際に調整や助言を行う地域福祉コーディネーターを配置します。	高齢福祉課
	自治会加入促進事業	動画の放送や転入者への加入促進チラシの配布のほか、地域の取組を手軽に知ることができるよう、地域の広報誌等により地域活動の魅力を発信します。 市・自治会連絡協議会・不動産協会・宅建協会との協定を締結し、加入の呼びかけを推進します。	市民活動交流センター
市社協	社会福祉法人連携・協働推進事業	岐阜市社会福祉法人連絡会を基盤として、連携・協働による地域での公益的な取組の推進を図ります。	地域福祉課
	地域福祉推進研修会	関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりを推進するため、研修会を開催します。	生活相談課

コラム

社会福祉法人の想いを形に！ ～岐阜市社会福祉法人連絡会の活動～

岐阜市社会福祉法人連絡会(令和3年10月5日設立)は、市内の社会福祉法人が地域における公益的な取組を通して、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる地域社会の推進に寄与することを目的に設立されました。

連絡会では、法人同士の情報共有を目的とした研修会や、地域との協働による公益的な取組に向けた地域のキーパーソンとの交流会等を実施しています。



2-③ 災害に備えた助け合いの関係づくり

【概要】

地域での自主防災体制の強化や防災意識の醸成を図るとともに、災害時における関係団体や機関との支援協力体制づくりに努めます。

また、災害時における要配慮者への支援を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿の整備や地域での防災訓練、避難支援体制の整備に取り組みます。

【現状と課題】

近年、地震や台風等の自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている中で、多くの人が災害時の避難行動や助け合いなどに不安を抱えています。

高齢者や障がいのある方など、自ら避難することが困難な方には、家族や地域住民による支援が必要となり、避難後においても避難生活が長期化するような場合には、その方の状況に応じて、福祉避難所等で受け入れられるような体制を整備する必要があります。

防災に向けた取組は、地域ぐるみの活動が重要であり、日頃からの意識づくりや備えとともに、近隣の方と協力し合える関係をつくっていくことが課題です。

【今後の展開】

災害時、緊急時にお互いに声をかけ合い避難できるよう、平時から住民同士のつながりや連携を深めていきます。

また、災害時の地域による避難・支援体制を確立することで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

災害復旧時には、災害ボランティアセンターと連携がとれるよう準備を進めます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none">・防災意識を持ち、普段から災害への備えを行う。・近所に住む人に関心を持ち、高齢者や障がいのある方など、災害時に支援を必要とする人を知る。
地域	<ul style="list-style-type: none">・地域に住む高齢者や障がいのある方など、災害時に支援を必要とする人を把握する。・防災訓練を実施する等、地域の災害への意識を高める。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none">・各所有施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進する。・災害時の避難体制の確立や、事業所の防災対策を推進する。

【市・市社協の取組】

◆ 災害時の避難行動及び被災者支援の体制整備

主体	事業名	事業概要	担当課
市	緊急通報体制支援事業	ひとり暮らし高齢者や障がいのある方の急病や事故などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため緊急通報装置を設置します。	障がい福祉課 高齢福祉課
	災害時の避難支援体制作り	高齢者や障がいのある方などのうち、自力又は家族だけでは避難ができず、第三者の助けを必要とする方（避難行動要支援者）に個別避難計画を作成するなど、災害時の支援体制づくりを推進します。	防災対策課 福祉政策課
	高齢者等住宅防火対策事業	65歳以上の高齢者世帯、身体障がい者・要介護認定者を対象に住宅用火災警報器の購入から取付けまで支援します。火災が増加する時期にひとり暮らし高齢者、高齢者世帯のお宅を訪問し、火気の取扱状況の確認、火災予防広報を実施します。	予防課
	Net119緊急通報システム	聴覚・言語障がい者がいつでも、どこからでもスマートフォン等の簡単な操作により、音声によらない緊急通報を行えるシステム「Net119」を周知し、通報手段を確保します。	指令課
	防災教育（命を守る訓練実施）の推進	防災に関する情報を共有し、児童生徒の防災力を高めるための防災教育を実施します。	学校安全支援課
市社協	支え合いマップづくり推進事業【再掲】	支え合いマップづくりを通して、地域課題の共有、問題解決のための検討、ネットワーク・仕組みづくりを行います。	地域福祉課
	緊急医療情報キット（命のバトン）普及事業【再掲】	災害時や日常の緊急時に備えて、自らの医療情報や緊急連絡先などを記した緊急医療情報キット（命のバトン）を冷蔵庫等に保管する取組を推進します。	地域福祉課
	災害ボランティアセンターの体制整備事業	平時から、関係機関と情報共有を図るとともに、災害ボランティアセンターについて、社協支部・地域活動団体等に周知し、災害時に迅速な対応ができるよう体制づくりを行います。	ボランティアセンター

コラム

地域の支え合いを深めるツール ～支え合いマップづくり～

地域住民が集まり、地図を囲んで、支え合いマップを作成しています。お互いが知っている情報を地図上に落とし込み、地域の状況を可視化することで、地域のことを知り、課題や問題に気づくことができます。また、平時から地域の課題や問題の解決に向けた話し合いを進めることが、災害時などのいざというときの助け合い・支え合いにもつながります。





3-① 困りごとを解決する仕組みづくり

【概要】

地域住民が抱える様々な課題や困りごとを受け止められるよう、身近な地域に専門職を配置するなどして、包括的な相談支援体制を充実させます。

また、民間事業者やNPO法人など多機関連携等による重層的支援体制を充実・深化させ、複雑化・複合化する地域生活課題やニーズに対応していきます。

【現状と課題】

地域生活課題の複雑・多様化により、単独の支援機関では十分に対応できない、ひきこもりや虐待、ヤングケアラーなどといった福祉制度の狭間にある課題が表面化しています。

このような課題を抱えた人が、誰にも相談できなかつたり、助けを求めることができなかったりする状況も明らかになってきました。

地域生活課題を早期に発見し、支援につなげるため、身近なところで包括的に受け止める、風通しの良い相互支援体制を整え、展開することが課題となっています。

【今後の展開】

支援を必要とする人が、適切なサービスを選択・利用できるように、携わる支援者の資質向上を図ります。

また、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える人が取り残されないよう、多職種・多機関による支援ネットワークを形成し、重層的支援体制の充実・深化を図っていきます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときは一人で悩まず、声をあげる。 ・悩みを抱える人の声に耳を傾ける。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを抱える人に助言し、相談を促す。 ・地域の身近な相談先を紹介する。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・サービスについての積極的な情報提供を図る。 ・日ごろの声かけ運動等の見守り活動から、地域の福祉課題の早期発見に努め、専門的な支援につなげる。

【市・市社協の取組】

◆ 身近な地域で生活課題を受け止めることを重視した、包括的な相談支援体制の進展

主体	事業名	事業概要	担当課
市	ひきこもり相談室	相談しやすい環境の整備と支援の充実を図るため、「ひきこもり相談室」を設置し、伴走型支援を行います。また、精神科医による家族相談を実施します。理解啓発を図るため講演会を開催します。	福祉政策課 ひきこもり相談室
	生活困窮者自立相談支援等事業	相談を通して問題を整理し、相談者とともに解決を図ることで、自立した生活が送れるよう支援を行います。	生活福祉二課
	基幹相談支援事業	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や保護者、介護をする方等の相談に応じ、情報の提供や助言、援助を行います。	障がい福祉課
	地域包括支援センターの機能強化	高齢者の様々な相談に応じる総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置するとともに、センターの抱える困難事例の後方支援や助言、高齢者を地域で支えるシステムの構築を推進するため、機能強化型地域包括支援センターを設置します。	高齢福祉課
	子ども・若者総合支援センター	日常生活又は社会生活を営む上での様々な悩み又は困難を有する子ども・若者に対し、その特性、発達段階、生活環境などの状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行います。	子ども・若者総合支援センター
	こども家庭センター	児童福祉・母子保健両部門の連携と協働を深め、保育所などの地域子育て相談機関との連携をさらに強化することで、虐待の予防や、個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センターを運営します。	子ども・若者総合支援センター 中保健センター 南保健センター 北保健センター

コラム

本人と家族の気持ちに寄り添った支援 ～ヤングケアラー・コーディネーター～

子ども・若者総合支援センターでは、ヤングケアラーへの支援の調整役として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、学校をはじめとした関係機関と連携し、20歳前までのヤングケアラーとその家庭に必要な地域資源の導入などの調整・支援を行っています。

主体	事業名	事業概要	担当課
市	保健センター	生涯を通じ健康で暮らしていくため、健康相談や母子保健・精神保健等の保健サービスの提供及び市民の健康づくり活動を支援する拠点として、保健センターを運営します。	中保健センター 南保健センター 北保健センター
	女性センター	男女がともに生きていく上で抱える、様々な悩みに対応するため、専門の相談員が相談にあたり、他機関とのネットワーク体制をつくるなど、実質的な支援を目指します。	男女共生・生涯学習推進課
	外国人市民向け相談窓口	困りごとを抱えた外国人が気軽に相談できるよう、多言語対応の生活相談窓口を設置します。	国際課
	総合的な相談体制の構築	関係する支援機関が、複雑化・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを世代・属性を問わず包括的に受け止め、円滑な連携のもと支援できるよう、「福祉まるごと支援員」を配置し、当事者やその世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげます。	福祉政策課 重層的支援推進室
	福祉相談窓口連携会議	市民の相談の窓口となる庁内外の支援機関が、平時から情報共有や課題研究等を行うことで、分野横断的な支援体制の構築に取り組みます。	福祉政策課 重層的支援推進室
市社協	地域における相談体制整備事業	地域住民が抱える困りごとを地域で受け止め、地域福祉コーディネーターや支援機関につながる相談体制を整備します。	地域福祉課
	福祉まるごと相談窓口	福祉まるごと相談窓口を設置し、分野や属性を問わず、地域住民が抱える困りごとを受け止め、適切な支援機関につなぎます。	地域福祉課

コラム

顔の見える関係づくりのために ～福祉相談窓口連携会議～

毎月1回、介護・障がい・子ども・保健などの各分野から市民の相談を受ける支援機関が集まり、福祉相談窓口連携会議を開いています。

会議では、事例を通して自分の専門分野以外のことを学んだり、市の新しい取組について共有したりしています。

また、毎月グループワークを行うことで、支援機関同士が顔の見える関係になり、実際の支援の場面で、スムーズに連携できることを目指しています。



◆ 様々な課題を抱える地域住民等に対する適切な支援の提供

主体	事業名	事業概要	担当課
市	生活困窮者自立支援連携会議	就労、家計分野などの関係機関等が参加する「生活困窮者自立支援連携会議」を開催し、生活困窮者自立支援制度について周知するとともに、関係機関等相互の連携強化を図ります。	生活福祉二課
	就労準備支援事業	就労に不安を抱え、生活に困窮している方を対象に、職業体験を通して、社会参加を促すとともに、就労に向けて支援を行います。	生活福祉二課
	超短時間雇用創出事業	障がいや難病等が理由で長時間働くことが難しい方の社会参加や自立を推進するため、週20時間未満の雇用である超短時間雇用を推進します。	障がい福祉課
	子育て短期支援事業 ①短期入所生活援助 ②夜間養護等	①保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等により子どもの養育が困難になる場合に、子どもを児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設で一時的に預かります。 ②保護者が仕事等により、平日の夜間又は土曜・長期学校休業日に不在となる家庭の子どもを児童養護施設、母子生活支援施設で預かり、生活指導や食事の提供等を行います。	子ども支援課
	障害福祉サービス・障害児通所支援	障がいのある方に介護支援や生活能力の向上、就労支援などの訓練的支援を、障がい児に集団生活への適応訓練や生活能力向上訓練などを提供します。	障がい福祉課
	外国人市民への制度の周知及び活用支援	外国人市民が制度の内容を理解し、必要な福祉、保健及び医療等のサービスが受けられるよう、各種制度の情報の多言語化等を進めます。	関係各課
	外国人介護人材確保・定着推進事業	外国人介護人材を確保するため、介護職などについて、留学生への説明や雇用促進セミナー等で普及啓発を行います。また、外国人介護人材が定着できるよう日本語学習や資格取得等の支援を行います。	介護保険課
市社協	多機関協働事業	複雑化・複合化した課題を解きほぐし、支援機関の役割分担、支援の方向性の整理などを行い、支援機関の円滑な連携を推進します。	地域福祉課
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない方に、伴走型支援を通じて信頼関係の構築を図り、必要な支援や地域社会とのつながりに向けた取組を行います。	地域福祉課
	参加支援事業	制度の狭間にある方と地域・社会をつなげる支援を行うとともに、地域資源への働きかけや支援ニーズとの調整を行います。	地域福祉課
	生活福祉資金の貸付等	低所得者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、自立促進を図ります。	生活相談課

コラム

多頭飼育問題の背景にあるもの
～複雑化・複合化した課題～

多頭飼育問題の背景には、福祉課題が隠れている場合があります。

- ①飼い主に認知症や障がい、病気などがあり、適切な飼育が困難になる場合
- ②飼い主が介護サービスや入院が必要であるにも関わらず、ペットの世話を理由に介護サービスの利用や入院を断念する場合
- ③増えすぎたペットのえさ代などの飼育費用がかさみ、経済的に困窮する場合

それぞれの飼い主の方の思いを大切にしながら、幅広い分野から支援を検討していきます。



3-② 権利擁護の推進

虐待防止対策の推進

【概要】

虐待の未然防止や早期発見、保護などの普及啓発を図るとともに、高齢者等の虐待防止対策の推進に努めます。

【現状と課題】

高齢化の進展や、地域の結びつきの希薄化を背景に、高齢者や障がいのある方、子どもへの虐待、DVなどの潜在化が懸念されることから、虐待等を早期に発見し、防止するとともに、相談支援体制を整備していく必要があります。

【今後の展開】

暴力や虐待等により人権が侵害されないよう、地域全体で見守る体制を整備するなど、すべての人の人権が尊重され、お互いの差異や多様性を認め合える社会を構築します。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	・虐待を早期発見し、防止するため、日頃から近所に関心をもつ。
地域	・虐待を早期発見し、防止するため、日頃から見守りを行う。
専門職・事業者	・地域の高齢者等の虐待や消費者被害の防止に向け、異変を感じた場合に関係機関等への連絡、相談に努める。

【市の取組】

主体	事業名	事業概要	担当課
市	虐待防止・通報体制の整備	障がいのある方、高齢者、児童への虐待を、早期に発見、対応し、防止するため通報受付・対応体制の整備を図るとともに、周知・啓発に努めます。	障がい福祉課 高齢福祉課 子ども・若者総合支援センター
	DV相談	DV被害者及び同伴児に対して、相談の実施や一時保護を行います。 岐阜県女性相談支援センターや警察とのネットワークを強化するとともに、岐阜市DV被害者市民協働支援協議会等との連携強化を図ります。	子ども支援課

成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

【計画策定の趣旨】

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより意思の決定に困難を抱えている人の生命や財産を守り、尊厳ある暮らしを維持するため、本人を法律的に支援する制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条において、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めると規定されています。

本市においても、判断能力が十分でない人の生活や権利を守るため本計画を策定し、同制度の利用促進に取り組みます。

【現状と課題】

本市の高齢化率は年々上昇しており、認知症高齢者は今後も増加が見込まれます。

また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者も増加傾向にあり、成年後見人等を必要とする人も増えていくことが予想されます。

そのため、市民の成年後見制度に対する認知度を高め、適切に利用できるような対策が求められています。

【今後の展開】

病気や障がいなどで判断能力に不安を抱えている人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

成年後見センターを中核機関として、同制度の普及に向けて更なる啓発を行うほか、関係者間のネットワークにより情報共有や課題検討を行います。

また、将来的に必要性が高まることが予想される法人後見人や市民後見人の確保と育成について検討していきます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	・成年後見制度を知り、必要に応じて相談し、制度を利用する。
地域	・成年後見制度を理解し、地域包括支援センターなどに相談する。
専門職・事業者	・成年後見制度の理解を深め、周知啓発を行うとともに、地域包括支援センターなどが相談に応じる。 ・権利擁護業務の対象者及び家族介護者について、適切な関係機関や制度につなげる支援をする。

【市・市社協の取組】

主体	事業名	事業概要	担当課
市	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方の保護を図り、意思決定の支援、自発的意思の尊重、ノーマライゼーションの確立、身上保護、身上監護を実現するため、成年後見制度の利用を支援します。	障がい福祉課 高齢福祉課
	岐阜市成年後見センター運営事業	成年後見制度に係る地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見センターを設置・運営します。	高齢福祉課
	成年後見制度利用支援事業 後見人等報酬補助事業	交付要綱に基づき、成年後見等に係る報酬の支払いに要する費用を助成します。	障がい福祉課 高齢福祉課
	成年後見制度等の周知・啓発	パンフレット等を活用するとともに、市民や福祉関係者に向けた講演会や研修会、出前講座などを実施し、成年後見制度の認知度向上に努めます。	成年後見センター
	成年後見制度等に係る相談対応	市民、福祉関係者等からの相談に、電話、来庁、訪問により対応します。また、弁護士、司法書士などの専門職による成年後見制度に関する相談会を開催します。	成年後見センター
	成年後見制度利用促進	市長申立てケース等において、支援の方向性や受任する専門職の調整などを行うケース検討会議を開催するとともに、日常生活自立支援事業との連携を図ります。	成年後見センター
	関係機関のネットワーク構築	関係者間のネットワーク構築を目的に、専門職や行政等の関係者を交えた「ネットワーク構築会議」を開催します。	成年後見センター
市社協	法人後見事業	意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社協が成年後見人となり本人の財産管理等を行うことで、安心して生活できるよう支援します。	生活相談課
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者など日常生活において判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。	生活相談課

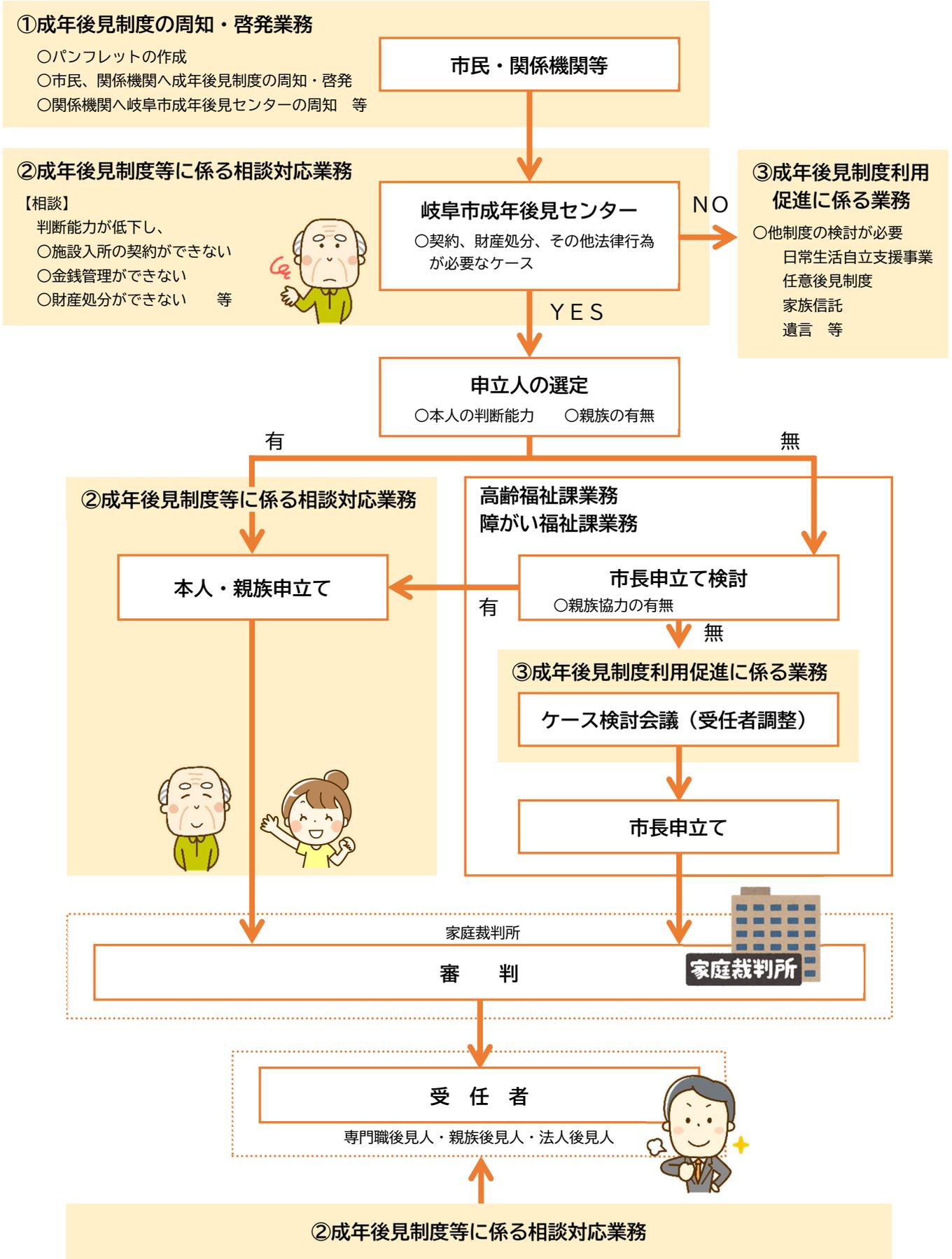
■地域連携ネットワーク構築の取組

「ネットワーク構築会議」の開催

成年後見センターの活動実績の報告、成年後見制度における課題抽出やその対応協議、事例検討等を行います。



《市と市社協の取組の全体図》





コラム

成年後見制度に関する相談はこちらへ ～岐阜市成年後見センター～

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

岐阜市成年後見センターでは、成年後見制度等に関する様々な相談を受けたり、成年後見制度の周知・啓発を目的とした講演会等を開催しています。



3-③ 再犯防止対策の推進（再犯防止推進計画）

【計画策定の趣旨】

犯罪や非行をした人の中には、就労、居住、生活困窮など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

こうした人に寄り添い、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関だけでは限界があり、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力し、取り組むことが必要です。

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、安全・安心な地域社会づくりに寄与することを目的として策定します。

【現状と課題】

再犯防止をめぐる本市を取り巻く状況について、近年の再犯者率は約4割で推移しています。一方で、社会情勢の変化も影響し、犯罪歴のある人の社会的孤立が懸念されています。

また、刑務所出所者らの社会復帰を支える保護司は、全国的に減少しており、担い手の確保や活動支援も課題となっています。

本市のアンケート調査では、再犯防止や更生保護への理解不足や無関心が浮き彫りとなり、市民が再犯防止について正しく理解することが課題となっています。

【今後の展開】

犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図れるよう、それぞれが抱える課題に応じて、長期にわたり支援を行っていくとともに、責任ある社会の一員として再び受け入れることができるよう、市民の理解を促進していきます。

【市民や地域等に期待する役割／協力してもらいたいこと】

市民	<ul style="list-style-type: none">・犯罪や非行をした人の立ち直りについて、関心をもつ。・再犯防止や更生保護について、正しく理解する。・差別意識や偏見を持たず、犯罪や非行をした人を受け止めることができる確かな人権感覚を身につける。
地域	<ul style="list-style-type: none">・それぞれの立場でできることを一緒に考える。
専門職・事業者	<ul style="list-style-type: none">・「社会を明るくする運動」等を活用し、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、理解促進に努める。

【市の取組】

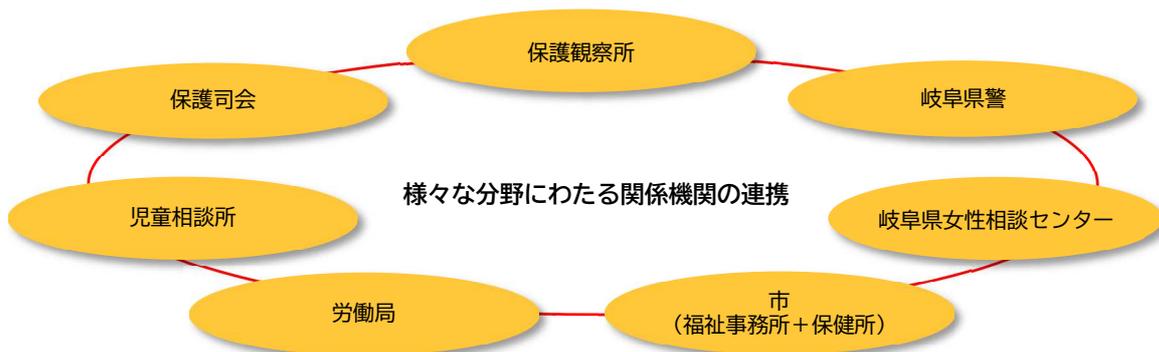
◆ 更生支援及び再犯防止の取組の推進

主体	事業名	事業概要	担当課
市	社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない住みやすい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	福祉政策課
	各更生保護団体への活動支援	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの更生保護団体の活動を支援します。	福祉政策課
	更生保護に携わる関係機関との連携強化	刑事・司法と保健医療・福祉の関係機関で構成する「ぎふ再犯防止推進関係機関代表者会議」を開催して各機関の緊密な連携体制を構築します。 「矯正施設所在自治体会議」の参加を通じて、矯正施設との連携を図るとともに、他市町村での再犯防止の取組の情報収集に努めます。	福祉政策課
	更生保護及び更生保護団体の活動内容の周知	更生保護や、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの取組について積極的な情報発信を行います。	福祉政策課
	生活困窮者自立支援連携会議【再掲】	仕事・就労、家計分野などの関係機関等が参加する「生活困窮者自立支援連携会議」に岐阜保護観察所や岐阜県地域生活定着支援センターも参加し、関係機関等相互の連携強化を図ります。	生活福祉二課
	子ども・若者の健全育成の取組	様々な悩みや不安、生きづらさを抱える子ども・若者に寄り添い、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じた相談・支援を関係機関と連携しながら継続し、子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ります。	子ども・若者総合支援センター
	関係機関と連携した人権啓発	人権パネル展に保護司会や更生保護女性会も参加し、再犯防止についての周知・啓発に取り組みます。	人権啓発センター
	地域の関係機関と連携した非行少年等への支援	犯罪や非行をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたって、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら適切な支援を行います。	学校安全支援課

■ 更生保護に関わる関係機関との連携強化への取組

「ぎふ再犯防止推進関係機関代表者会議」の開催

犯罪や非行をした人を支援に結び付け、安定した生活の実現や再犯の防止へつなげるため、刑事・司法関係機関、保健医療・福祉機関等の緊密な連携を図ります。



コラム

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ ～社会を明るくする運動～

犯罪や非行をした人が再び過ちを犯さないためには、その人自身が自らの過去と向き合い、立ち直ろうと努力することが必要です。

しかし、それだけではなく、立ち直りを決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをしていくことも、とても大切です。

昭和 26 年から行われている「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指し、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくるため、街頭啓発活動や書写コンテストの開催など様々なイベントを行っています。



コラム

関係機関の顔の見える関係づくり ～ぎふ再犯防止推進関係機関代表者会議～

再犯防止推進施策を実効性のあるものにするには、再犯防止に関わる関係機関が、それぞれの垣根を越えて連携していく必要があります。

本市では、令和元年度から、保護司会や保護観察所のほか、国、県、市の関係機関の長が一堂に会し、意見交換などを行う「ぎふ再犯防止推進関係機関代表者会議」を開催しています。

会議では、再犯防止施策等に関する改善点や方策等を協議し、関係機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、協議結果を現在の施策等に反映することで、犯罪や非行をした人の生活支援等の取組を強化しています。

1 重点施策について

本計画では、3つの基本方針ごとに個々の課題を踏まえた「取組の方向性」を示しています。

これらの取組を進める上で、地域の多様な生活課題全般に対応するためには、関係機関の連携した取組、横断的な施策の実施が必要になります。

そこで、地域共生社会の礎となる「地域コミュニティ」の形成を目指していく中で、特に重要となる5つのテーマを掲げ、これを重点施策として位置づけます。

【重点施策】

(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、身近な相談拠点を設けることで個別支援、地域支援を推進します。

(2) 多様な主体による地域貢献活動の促進

企業や各種団体などが行っている地域貢献活動等を支援・推奨することで、地域活動に参加しやすい仕組みをつくります。

(3) 誰もが集える居場所づくりへの支援

交流の場や集いの場を設けて活動している地域、団体等や、これから居場所をつくっていきたい団体などを支援することで、誰もが気軽に集える環境を整えます。

(4) ひきこもり状態にある方への支援

「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族に対する伴走型支援を強化します。

(5) 高齢者等が抱える課題への総合的な対応

超高齢社会において、多様化し、増え続ける高齢者の困りごとに対し、既存の事業やサービスを組み合わせたり、必要な事業を立ち上げるなど、社会全体でその対策を講じます。

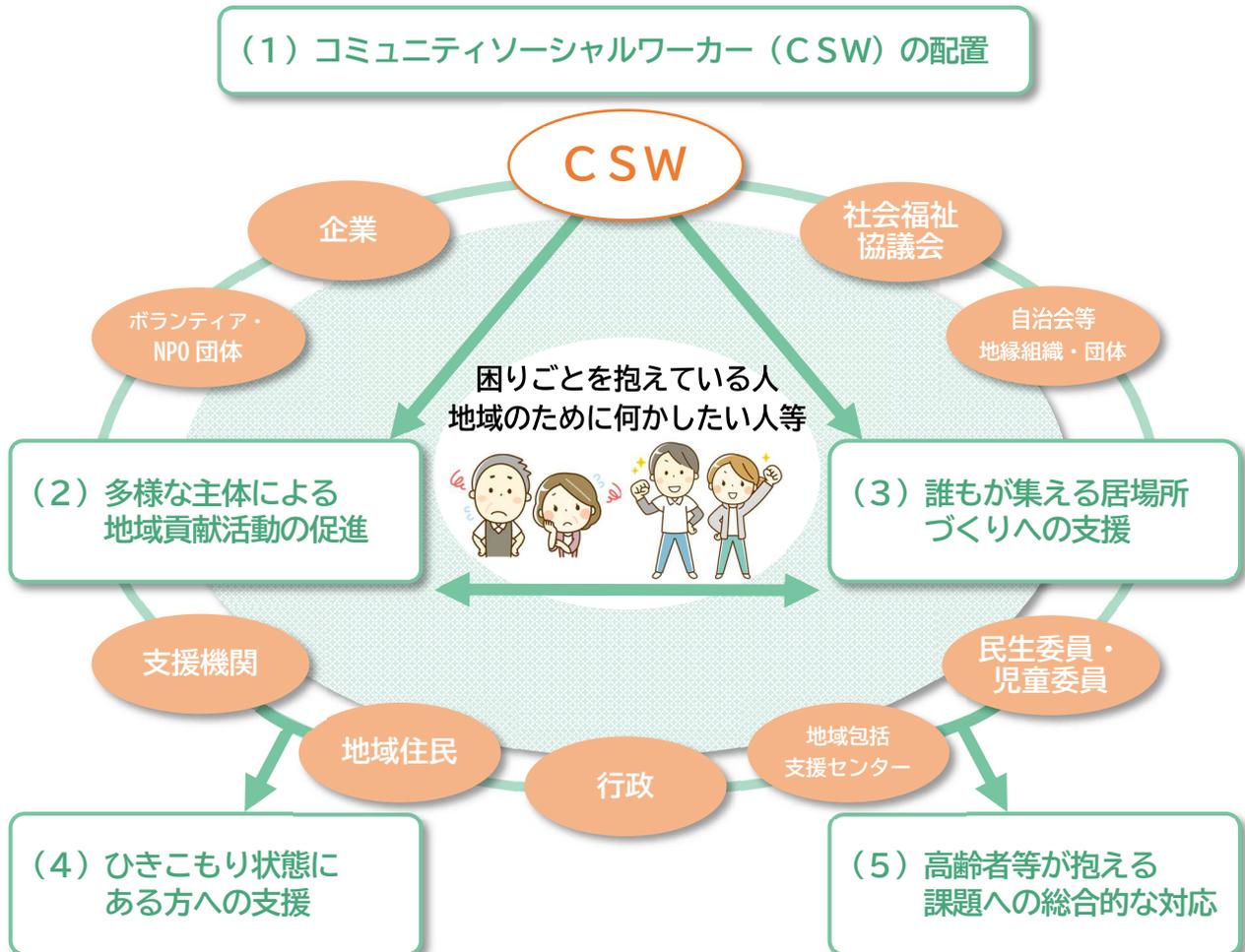
【 重点施策の目指す姿 】

5つの重点施策は、相互に連携することで相乗効果を生み出します。

「コミュニティソーシャルワーカーの配置」により、「多様な主体による地域貢献活動の促進」や「誰もが集える居場所づくりへの支援」に取り組み、また、これらを相互に連携して進めることで、困りごとを抱えている人や地域のために何かしたい人への支援を、地域全体で充実することができます。

さらに、「ひきこもり状態にある方への支援」や「高齢者等が抱える課題への総合的な対応」についても、「コミュニティソーシャルワーカーの配置」などにより、支援機関や地域住民、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどとの連携・協働が一層促進され、寄り添う福祉の充実が期待されます。

《重点施策の相関図》



2 各施策について

重点施策（１）コミュニティソーシャルワーカーの配置

【 現状・課題 】

これまで、本市の地域活動支援は、個人を対象とする「包括的相談支援」と、地域を対象とする「地域づくり支援」をそれぞれ実施してきました。

「包括的相談支援」では、各支援機関が窓口となり、個人の生活課題を解決していくとともに、特に解決困難な事案は、「福祉まるごと支援員」が連携・調整役となり、支援機関の役割分担や伴走型支援などを行ってきました。

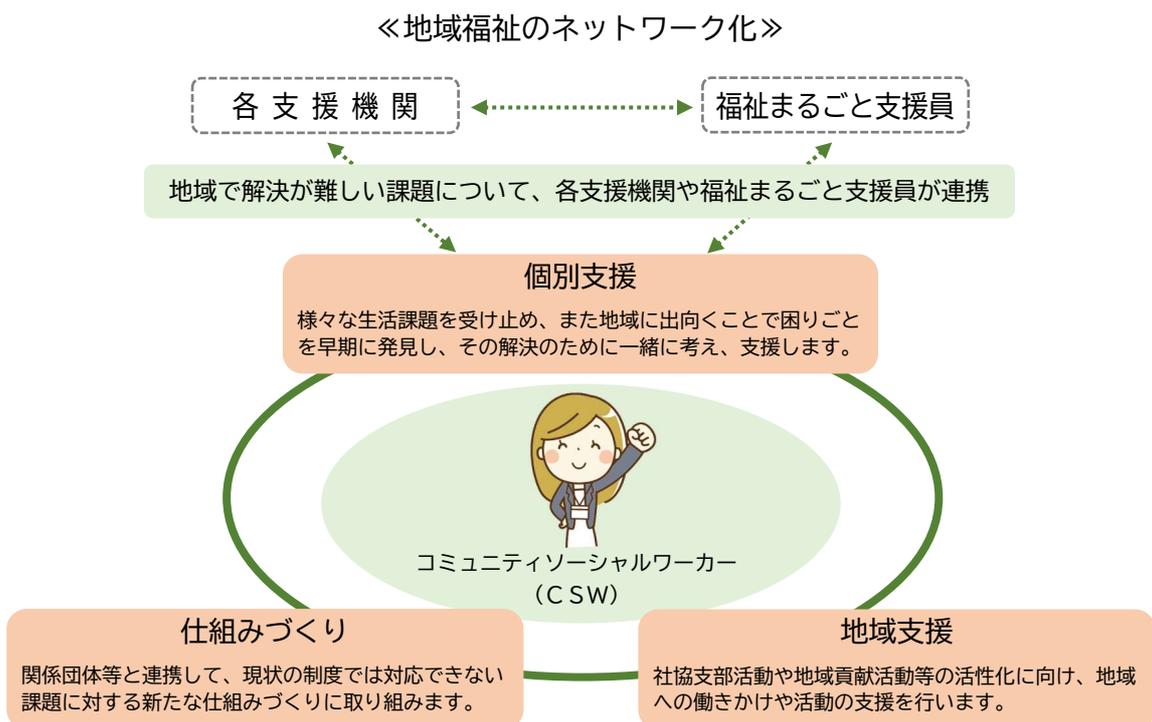
一方、「地域づくり支援」は、「地域福祉コーディネーター」が各社協支部（50支部）と連携し、ふれあい・いきいきサロンや子育て支援サロンの開催、民生委員・児童委員等と連携した活動など、地域の自主的な助け合いをサポートしてきました。

しかし、複雑かつ多様な福祉課題の解決には、「個人に対する支援」と「地域に対する支援」の連携を、さらに強化していくことが必要であり、特に、地域における幅広いコーディネート機能が求められています。

【 今後の方向性 】

コミュニティソーシャルワーカーが「個別支援」、「地域支援」、「仕組みづくり」の3つの役割を担い、多様な主体と連携を図りながら、地域福祉のネットワーク化を進めます。

また、コミュニティソーシャルワーカーを日常生活圏域（地域包括支援センター区域）ごとに配置し、その圏域で活動することで、より身近な相談窓口となり、地域住民の困りごとの早期発見・早期対応や、地域課題を解決する地域力の向上を目指します。



■ コミュニティソーシャルワーカーとは

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、地域の関係者や支援機関などの「つなぎ役」となり、そのネットワークを活かして、支援を必要とする人を、地域の活動や公的サービスに結び付けたり、制度やサービスがない場合には、一緒に考えながら新たな仕組みを作り出したりする福祉の専門職のことです。

～役割～

○ 個別支援

住民や地域の困りごとに対応し、「福祉まるごと支援員」とも連携しながら適切な支援機関やサービス、地域活動につなげる。

具体的活動

- ・ 個別相談への対応、支援
- ・ 地域包括支援センター等との連携
- ・ 福祉まるごと支援員との協働
- ・ 相談会の実施
- ・ 民生委員・児童委員との連携

○ 地域支援

社協支部の活動をはじめとする、多様な主体の地域活動の支援や、集い、学び合い、支え合いの場づくりの創出に向けた取組を幅広くサポートする。

具体的活動

- ・ 社会福祉法人等との連携、協働
- ・ 出前講座や講演会の実施
- ・ 地域活動の立ち上げ、運営支援
- ・ 地域情報等の発信

○ 仕組みづくり

関係機関や団体等と連携し、地域活動や様々な制度などを組み合わせながら、地域の実情に合った仕組みを一緒に考え、支え合いの取組を形にする。

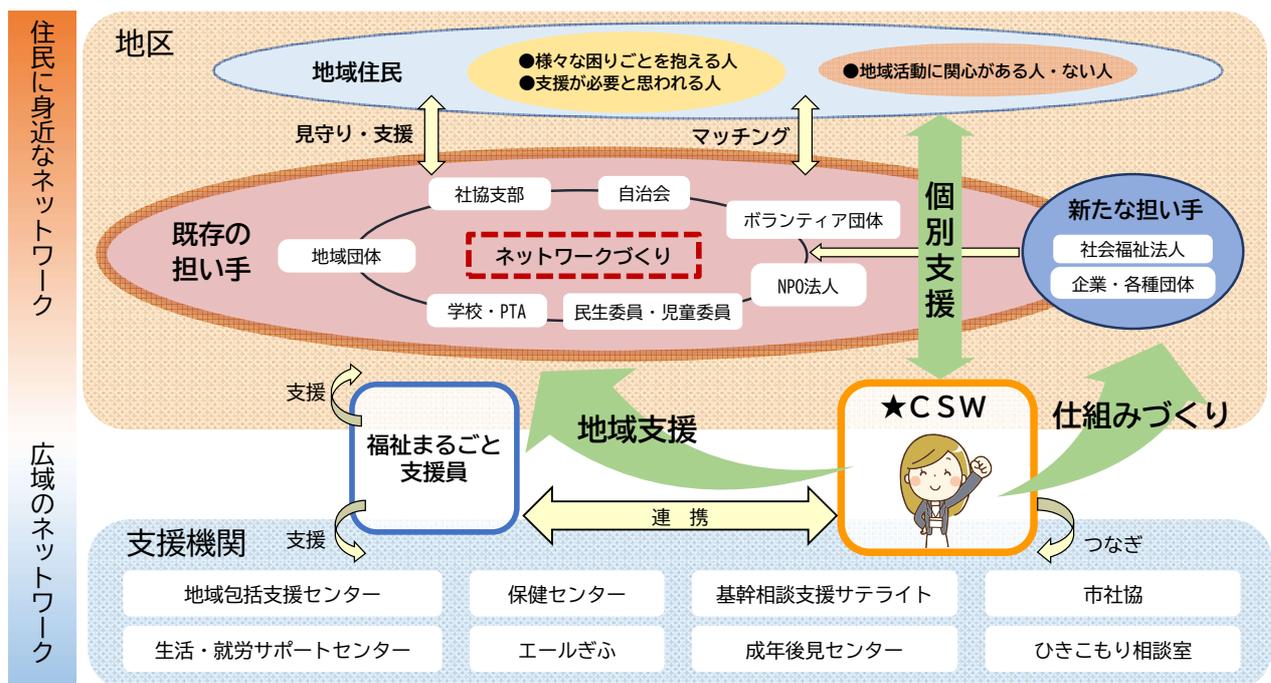
具体的活動

- ・ 地域課題の共有や見える化
- ・ プラットフォームの構築
- ・ 活動団体同士のつなぎ
- ・ 地域のキーパーソンとの交流

【 取組内容 】

- ・コミュニティソーシャルワーカーは、地域住民、地域の担い手・活動団体、企業、関係機関などと連携し、地域における生活課題などに対応するため、誰もが主体的に参加できる新たな支え合いの仕組みづくりを展開します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーを日常生活圏域ごとに配置することにより、「住民に身近なネットワーク」と「広域のネットワーク」の中間で、様々な主体と緊密な連携・協働を図ります。
- ・地域住民の生活課題に対する「個別支援」では、多様な困りごとやどこに相談したらよいか分からないことなどを総合的に受け付け、福祉まるごと支援員や関係機関などと連携しながら、適切な支援につなげていきます。
- ・相談者の属性や年齢を問わず、きめ細かい対応を図るとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターなど専門の支援機関と連携し、相談支援体制を充実させます。
- ・地域全体の福祉力を高めるための「地域支援」や、その「仕組みづくり」では、住民同士のつながりや見守り活動などのほか、地域における情報共有を進めるとともに、既存の仕組みでは解決できない課題に対して、新たな担い手や社会資源の開発などに取り組みます。
- ・住民主体の地域福祉活動を一緒になってサポートすることで、地域住民が安心して暮らせる環境を整えていきます。

《 C S Wの活動イメージ 》



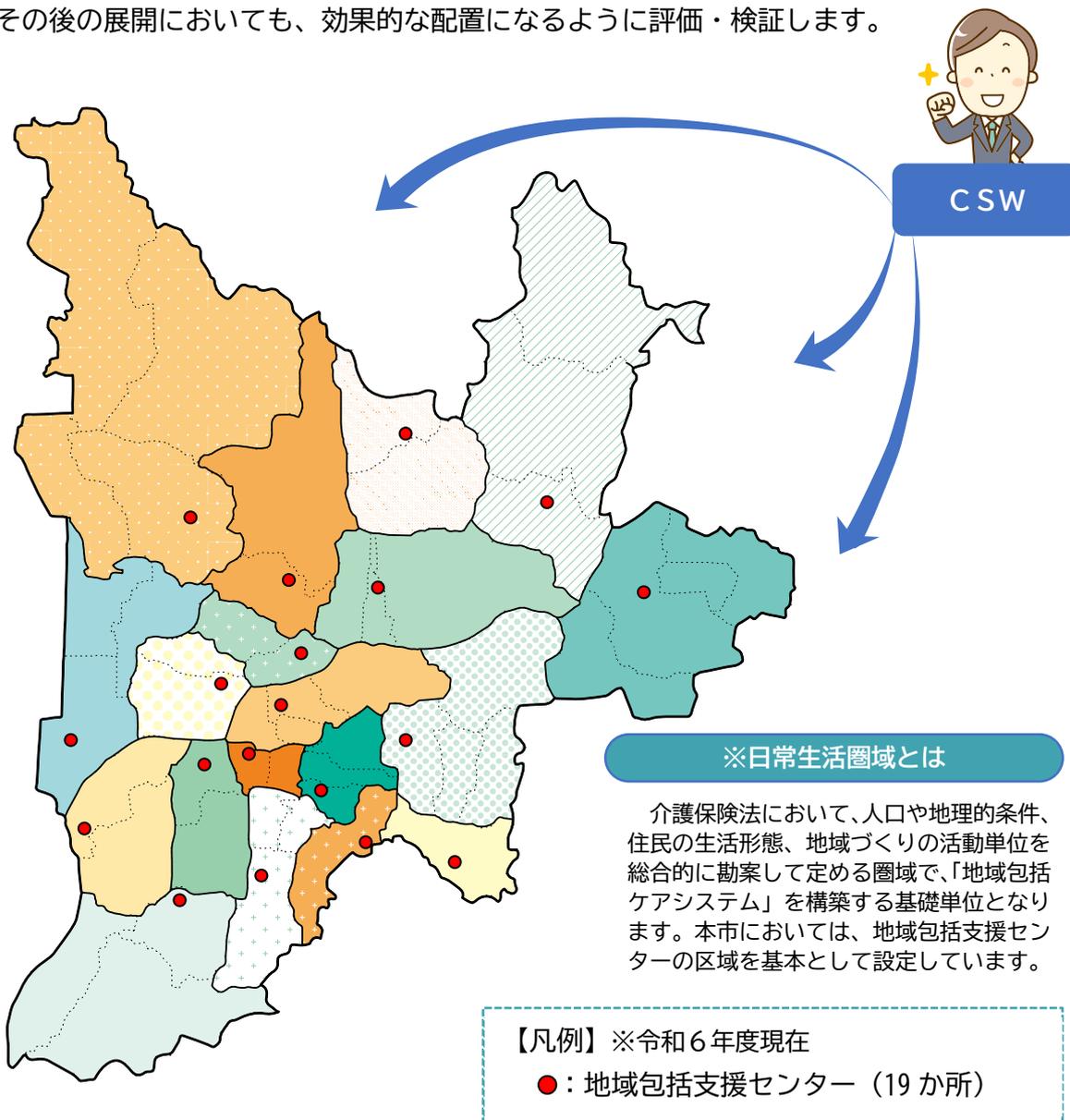
また、令和7年度に地域の実情等を調査し、コミュニティソーシャルワーカーのあり方などをより深く検討した上で、モデル地区を選定します。

そして、3年間のモデル事業を経て、順次エリアの拡大や常駐化に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
概要	実施準備 (1年目)	モデル事業実施 (2年目) (3年目)			本格準備 エリア拡大	

コミュニティソーシャルワーカーは、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等とネットワークを構築しながら活動する必要があるため、市内の日常生活圏域（19圏域）ごとに配置します。

その後の展開においても、効果的な配置になるように評価・検証します。



【 期待される効果 】

コミュニティソーシャルワーカーのコーディネートのもと、地域住民や活動団体、企業、機関の協力・連携が強化され、地域住民の福祉課題の解決力が向上します。

また、地域への関わりや地域活動への参加が促進され、一人ひとりの生きがいや役割が生まれるとともに、新たな支え合いが広がる好循環をもたらします。

重点施策（２）多様な主体による地域貢献活動の促進

【 現状・課題 】

地域福祉活動を支える担い手の高齢化や固定化、及び地域のつながりの希薄化などにより、担い手が不足し活動の規模が縮小する中、地域活動の裾野を広げるため、多様な主体による地域貢献活動が必要となっています。

【 今後の方向性 】

誰もが支え、支えられる共生社会を推進するため、地域住民や地縁組織だけでなく、企業や社会福祉法人等も担い手となれるよう、地域貢献活動の活性化を図り、こうした活動を通してみんなが関心を寄せ、参加しやすい環境をつくっていきます。

また、子どもや若者など次世代の担い手を育成するため、学校や地域との連携による取組を進めます。

【 取組内容 】

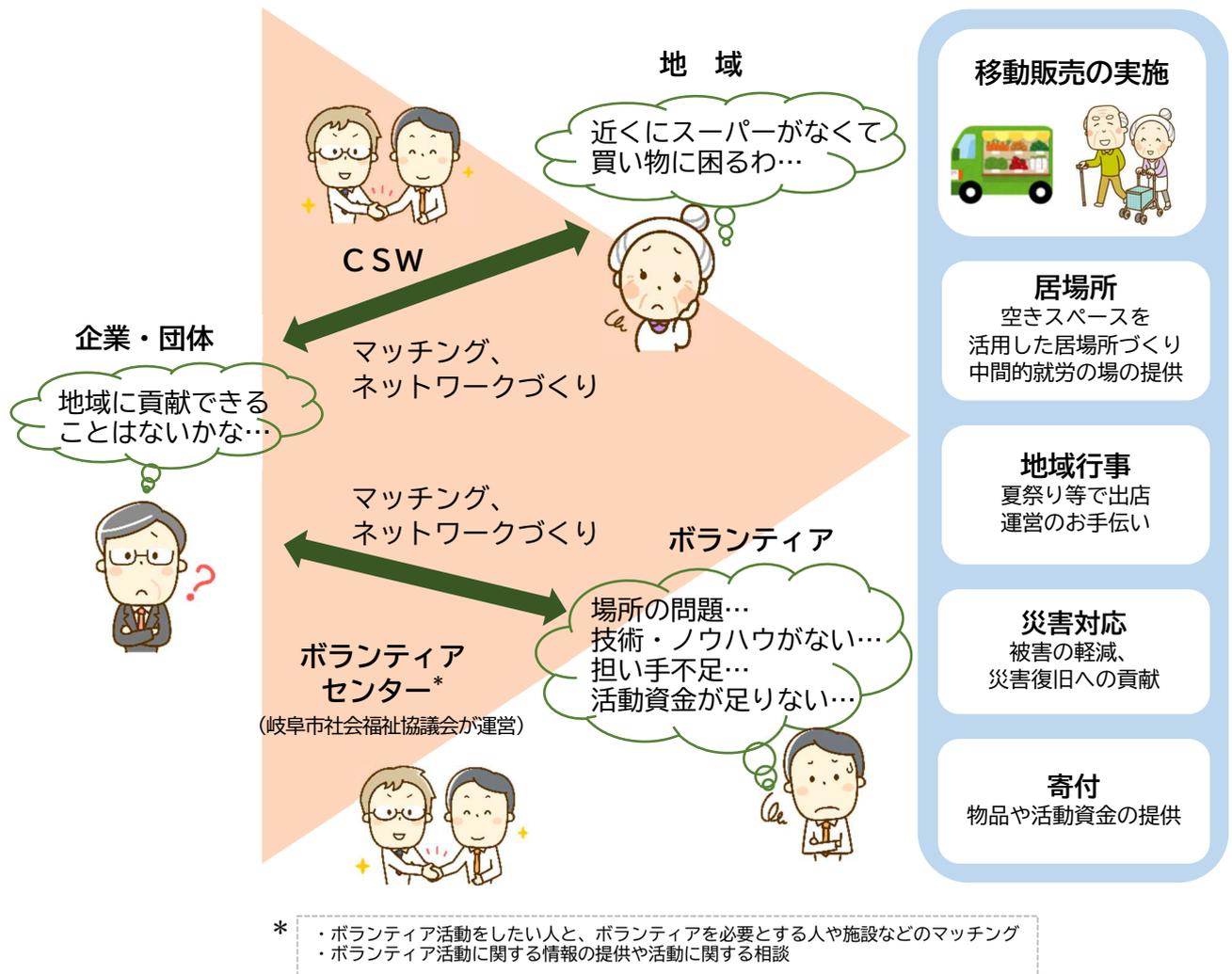
- ・企業や各種団体に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、地域貢献活動（地域参加）への関心度や、すでに取り組んでいる地域貢献活動の把握に努めます。
- ・地域貢献活動に関心や意欲がある企業等に対し、市社協が実施する福祉出前講座を提案及び開催し、地域福祉についての理解・啓発を図ります。
- ・第２期岐阜市地域福祉推進計画を機に設立した「岐阜市社会福祉法人連絡会」を基盤として、同連絡会の部会ごとの活動や研修事業等を進め、地域における公益的な取組を推進していきます。
- ・企業や社会福祉法人が参加・連携できる取組と、コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域ニーズや岐阜市ボランティアセンターのニーズとのマッチングを行い、地域福祉活動を促進します。
- ・社会とのつながりが希薄な方の社会参加や就労支援の受け入れへの協力について、企業や社会福祉法人、ボランティア団体等に対してアプローチを行い、企業風土の醸成の支援に努めます。
- ・次世代の担い手育成に向け、学校や地域、企業等と連携した福祉教育を実施します。
- ・地域と企業、社会福祉法人、学校が協力して取り組んだ事例について、広報紙やホームページ、SNSを通じて発信し、幅広い年齢層の方への周知や企業・社員等の地域活動の参加に向けた機運の向上に努めます。

【 期待される効果 】

地域活動に関わる人材育成が促進され、多様な担い手の参画が実現します。

また、ボランティア活動や地域活動を身近なものとして感じる機会が増え、社会参加のきっかけづくりの場が広がることが期待されます。

《地域貢献活動の支援イメージ》



コラム

企業における社会貢献活動
～岐阜トヨペット株式会社の取組～

岐阜トヨペット株式会社では、「社会に役立つ活動を通じ、地域に貢献できる企業を目指します」を経営理念の一つとして掲げられ、様々な地域貢献活動に取り組まれています。

運転免許証を返納された方へ何か出来ないかという思いから、移動スーパー「HAPPY MARKET」を始められ、近くにスーパーがない地域を中心に移動販売を行っています。

また、社会福祉協議会と協力し、社協支部が実施するふれあい・いきいきサロンの開催に合わせた移動販売も行っています。



重点施策（３）誰もが集える居場所づくりへの支援

【 現状・課題 】

近隣関係や地域のつながりの希薄化によって、社会的に孤立する人や世帯が増加していることを背景に、地域での交流や社会参加の必要性が高まっています。

誰もが孤立することなく、いきいきとした生活を営むことができるよう、隣近所での声かけをはじめ、世代間や支援者同士などの多様な交流の場づくりや地域行事等の集いの場を増やしていくことが求められています。

【 今後の方向性 】

誰もが地域で、顔見知りが増え、つながりを持ち、住民同士のコミュニケーションや交流が生まれるよう、思わず参加したくなるような場と機会の提供に努めます。

また、居場所に関するニーズを把握し、実態に即した支援を行うことで、既存の居場所を活性化するとともに、新たな居場所の創出に取り組みます。

【 取組内容 】

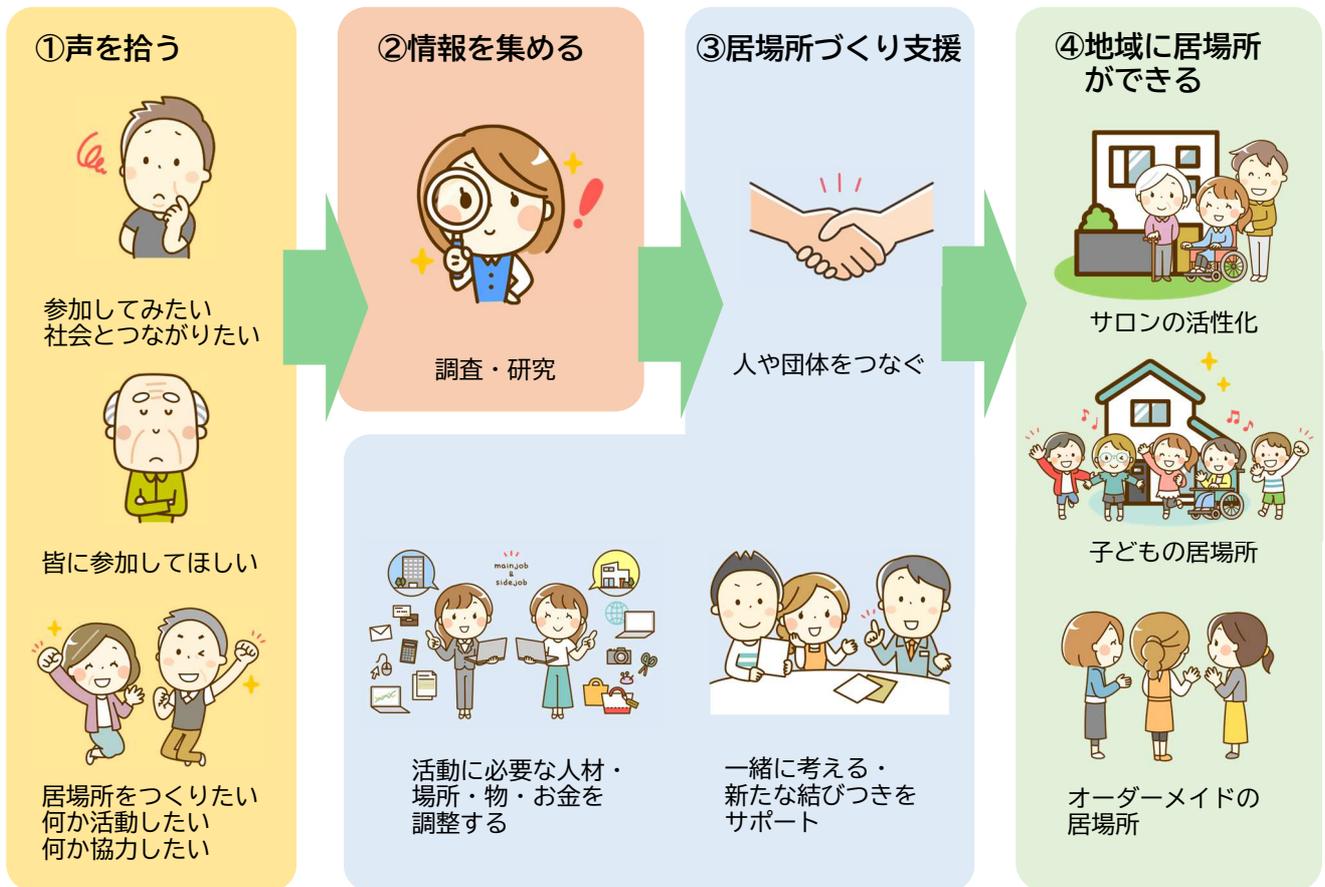
- ・すでに居場所などの集まりの場を展開しているNPO法人やボランティア団体等に対し、アンケートやヒアリング調査を実施し、活動継続に必要な支援などの把握及び研究に努めます。
- ・居場所等の集まりへ参加したい、協力したいと思っている方に対し、既存の居場所に関する情報を発信・周知します。
- ・居場所等の立ち上げ、又は継続のために必要な助成金などの情報をホームページやSNSを活用して発信します。
- ・居場所等の立ち上げや継続的な運営方法など、様々な相談に応じます。
- ・既存の居場所等では参加が難しい方に対し、参加を促すため、参加者の属性や活動内容にとらわれない、オーダーメイドの居場所づくりに努めます。

【 期待される効果 】

既存の居場所（ふれあい・いきいきサロン、子どもの居場所等）の充実や活性化に加え、地域住民の社会参加の場が広がることで、日常生活におけるコミュニケーションや生きがい生まれ、支え合いの風土が醸成されます。

また、生きづらさや困りごとを抱えた人などにとっても、新たな居場所の創出につながることが期待されます。

《居場所づくりのイメージ》



※コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、個人、企業・団体、地域などの結びつきをサポートし、居場所づくりをコーディネートします。

コラム

家族や地域がつながる居場所づくりの開催
～活動団体「みらいの輪」の取組～

公共施設や飲食店を活用し、こども食堂や家族向けの料理イベント、パリアフリースポーツの交流活動を行っています。

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰でも参加できる居場所をつくり、交流を促進する場となっています。

参加者をご友人を誘っていただいたり、地域の方々がボランティアとして参加されたり、地域のつながりが広がっています。



重点施策（４）ひきこもり状態にある方への支援

【 現状・課題 】

本市のひきこもり状態にある方は、内閣府の調査をもとにした場合、約4,800人と推計されます。また、全国的にも増加傾向にあります。

そのため、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせた支援を行うなど、効果的なひきこもり支援体制の構築が求められています。

【 今後の方向性 】

ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った相談支援、地域における関係機関と連携した支援を進めるとともに、助けを求めることができない方などに対して、SOSの声を上げやすい環境を整備していきます。

【 取組内容 】

- ・令和7年度に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族の支援につながるよう、相談しやすい多面的な環境づくりに取り組みます。
- ・ひきこもりに関する啓発活動や相談事業を推進するとともに、当事者会・家族会の開催や居場所づくり事業を通じて、生きづらさを抱える方などを受け止める環境を整え、それぞれの実態に応じた寄り添い支援を充実していきます。
- ・不登校児童・生徒など、ひきこもりに移行する可能性がある方には、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”をはじめ、関係する支援機関と連携し対応していきます。

■ ひきこもり地域支援センターとは

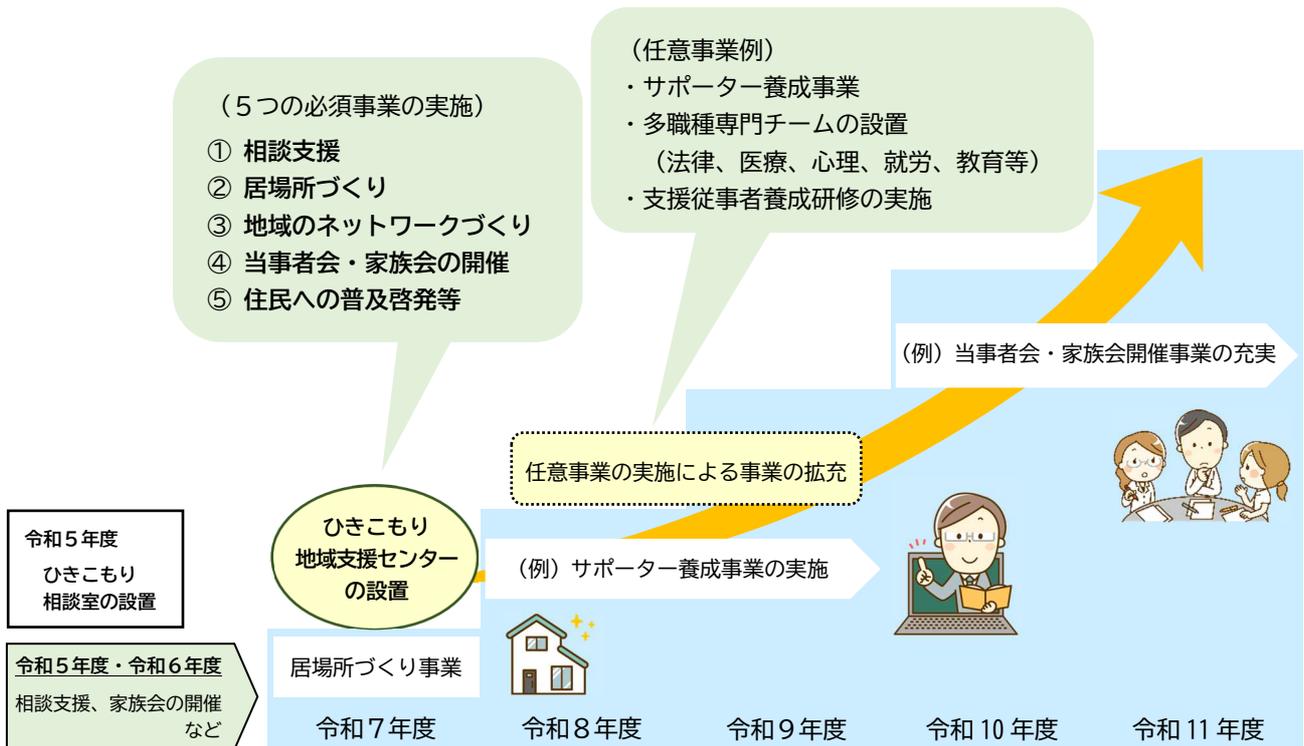
行政が運営するひきこもりに特化した相談窓口です。ひきこもりの状態にある方やその家族等を対象に、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を有するコーディネーターによる相談支援を行います。

また、当事者の居場所づくりや、社会活動の再開に向けた情報発信を行うなど、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担います。

【 期待される効果 】

ひきこもり状態にある方やその家族がより良い生活を送るための支援が提供されるとともに、ひきこもり地域支援センターが支援機関、学校、地域団体などと連携し、総合的な支援が進むことが期待されます。

《ひきこもり支援充実に向けたロードマップ》



コラム

岐阜市のひきこもり相談室

ひきこもり相談室にて、ひきこもり状態にあり悩んでいる本人、ご家族などからのご相談をお受けします。はじめから就労に向けた支援としてではなく、まずは、相談に乗ってほしい、居場所がほしいといったスモールステップでの支援として、必要な方に寄り添った伴走型支援を行っています。



コラム

ひきこもり家族の集い「ほっと café」

ひきこもりに悩みを抱えるご家族の集いの場である「ほっと café」を開催しています。お茶を飲みながらほっと一息つき、講演やグループワークを通して、ひきこもりについての理解を深めることで、本人と向き合うコツを一緒に考えています。

ご家族は、何よりも「相談したい」「話を聞いてほしい」というお気持ちが強くと、「ほっと café」には、毎回、多くの方々に、ご参加いただいています。



重点施策（５）高齢者等が抱える課題への総合的な対応

【現状と課題】

高齢者人口の急速な増加が進む中、2025年に団塊の世代がすべて75歳以上になり、さらに2040年には高齢者数がピークを迎えます。

本市においても、2040年に高齢化率が約36.8%になると予測されています。

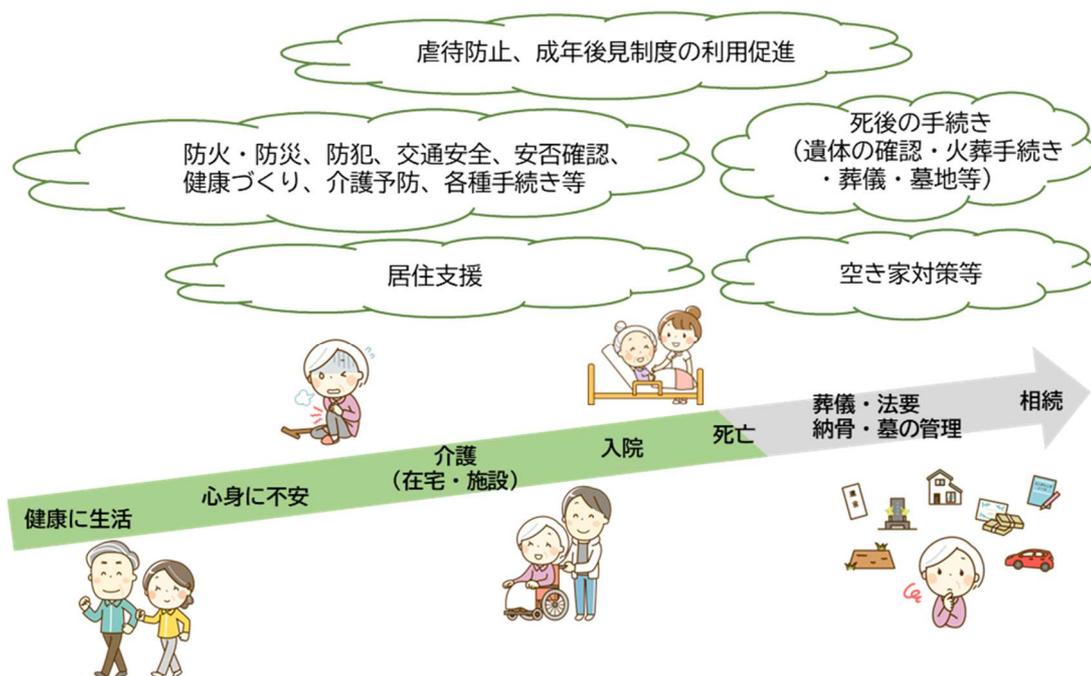
また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加しており、要支援・要介護認定者も年々増加し、高齢者を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。

一方、個人の変化に目を向けると、年齢を重ねて体力の低下や身体機能の衰えなどが生じることで、これまでできていたことができなくなるなど、日常生活におけるちょっとした困りごとが増えてきます。

例えば、昔は理解できたのに書類の内容が理解できなくなってきた、簡単にできていた電球の交換ができなくなった、あるいは、突然のケガなどにより買い物に行けないといったことが挙げられます。

今は大丈夫と以为っていても、将来的に生活課題が生じる可能性があります。

《高齢期の生活課題》



【今後の方向性】

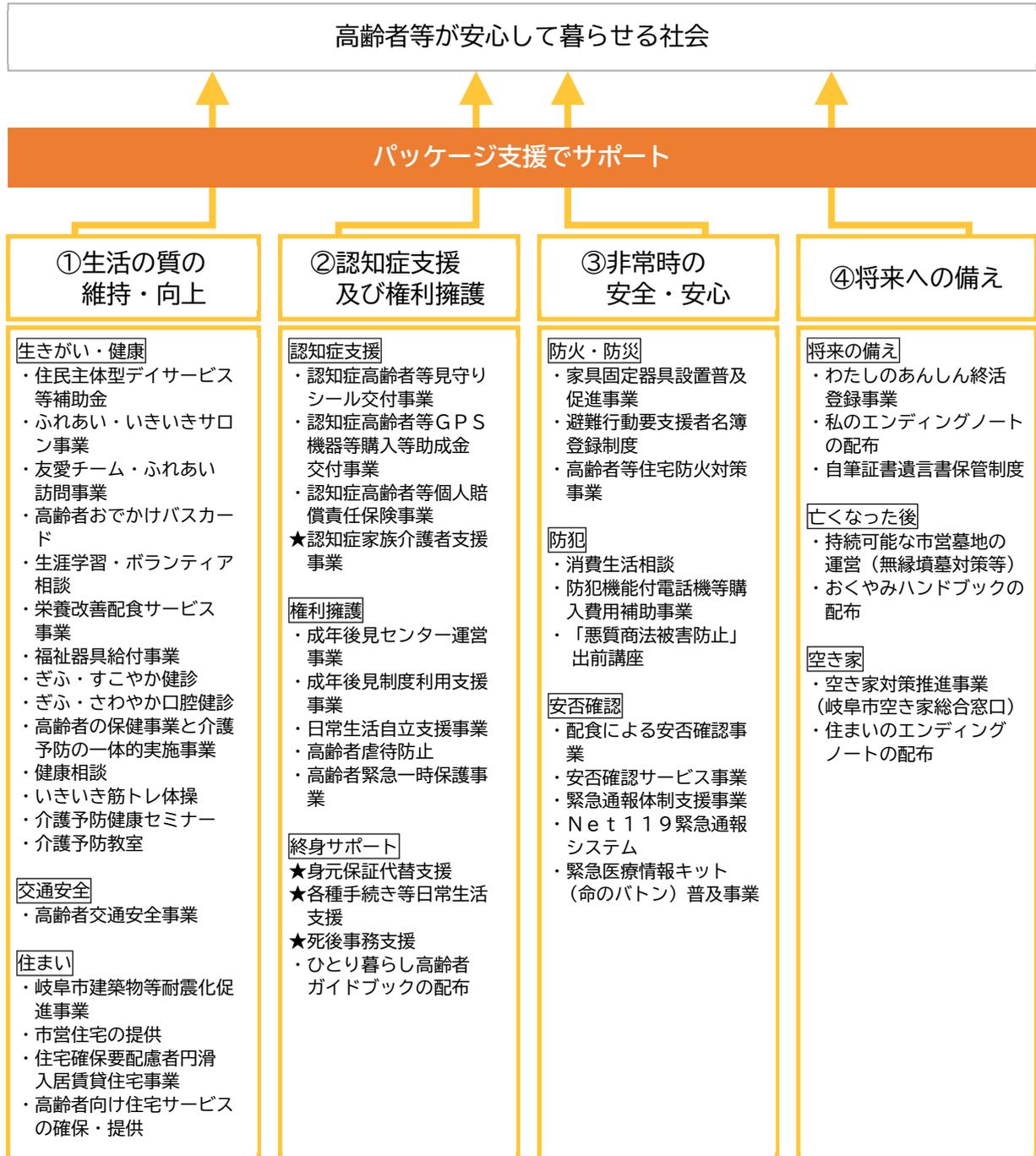
超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加などに伴い、様々な影響や課題が懸念されています。このような背景を踏まえ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに社会全体で協力して取り組みます。

高齢者等の生活上の多様なニーズ、諸課題への対策を重点施策に位置づけ、総合的なアプローチを展開します。

【 取組内容 】

高齢者の暮らしに関する事業を支援目的に沿って4つのカテゴリーに分類し、パッケージ化して多様な困りごとに対応します。幅広い分野の事業を組み合わせることにより、個々の生活状況に応じたサービス提供を促進するとともに、ニーズに応じて必要な改善や新たな事業構築に取り組みます。

■高齢者等の暮らし（生活課題）をサポートする4つのアプローチ



★…新規

①生活の質の維持・向上

在宅生活、住まいのサポートを行うとともに、高齢者の交流を促進し、地域で相互に支援し、高齢者の生活の向上を図ります。健康面では、栄養のバランスが取れた食事の提供や福祉器具の給付を行い、交通安全については、出前講座や訪問指導を実施し、運転免許証の自主返納者にはICカード乗車券等を交付します。

生きがい・健康

- 住民が主体となるデイサービスや認知症カフェの運営費を補助【高齢福祉課】
- 公民館などで、孤立防止や仲間づくりを目的としたふれあい・いきいきサロンの開催【岐阜市社会福祉協議会】

交通安全

- 「交通ルール・マナー」を楽しくわかりやすく理解する出前講座の実施や高齢者世帯訪問による交通安全チラシ等による周知啓発を図るほか、運転免許証の自主返納者への支援（ICカード乗車券等の交付）を実施【地域安全推進課】

住まい

- 既存の民間建築物の耐震診断・改修工事費の一部を補助【建築指導課】
- 市営住宅の一部を高齢者向けに提供及び60歳以上の高齢者の入居時資格要件を緩和、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯等）の入居支援を実施【住宅課】
- ひとり暮らし高齢者などのニーズや状況に合わせ、事業者と連携して軽費老人ホーム、シルバーハウジング、養護老人ホーム等の入居・入所サービスを確保・提供【高齢福祉課】

②認知症支援及び権利擁護

認知症高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、専門家による講義や交流会を通じてサポートを行うとともに、認知症高齢者本人の徘徊等に関する支援を行います。

また、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組により高齢者の権利を守るとともに、身寄りのない高齢者などの支援に向け、終身サポートなどを検討していきます。

認知症支援

- ★認知症高齢者を介護する家族等に対し、認知症や介護に関する理解・啓発や個別相談の実施【高齢福祉課】
- 認知症高齢者の行方不明に備えた見守りシール(二次元コード印刷)の交付や、GPS機器等の費用助成のほか、不慮の事故により損害賠償責任を負った場合の補償支援【高齢福祉課】

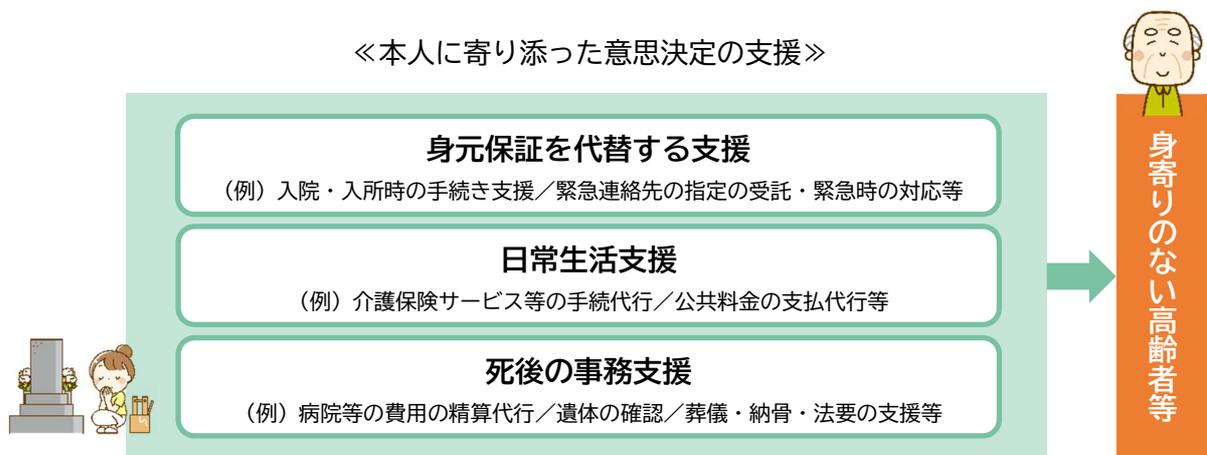
権利擁護

- 成年後見制度等の利用促進（周知・啓発、相談対応、利用促進、関係機関のネットワーク構築など）【高齢福祉課・岐阜市社会福祉協議会】
- 認知症高齢者など判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業の実施（福祉サービスの利用援助や金銭管理等）【岐阜市社会福祉協議会】
- 虐待の早期発見と対応、身元が不明、住居がない等の高齢者の一時保護【高齢福祉課】

終身サポート

- ★身元保証代替支援や日常生活支援、死後事務支援について、事業展開に向け、有識者等関係者が集まる会議で順次検討【高齢福祉課・岐阜市社会福祉協議会】

≪本人に寄り添った意思決定の支援≫



③非常時の安全・安心

日頃の見守り活動等により、防火・防災・防犯体制の強化を図ります。

寝室の家具固定や住宅用火災警報器設置の支援、災害時の個別避難計画の作成を進めるとともに、特殊詐欺、悪質商法等への防犯対策を行います。

また、安否確認のため、配食サービスのほか緊急通報手段の確保を行います。

防火・防災

- 寝室の家具固定器具の設置【都市防災政策課】
- 避難行動要支援者の個別避難計画を作成するなど、災害時の支援体制づくりを推進【防災対策課】
- 高齢者世帯等を対象に住宅用火災警報器の設置を支援するほか、訪問による火気の取扱・火災予防広報を実施【予防課】

防犯

- 特殊詐欺から身を守るため、防犯機能付き電話機等の購入費用の一部を補助するほか、悪質商法や契約トラブルの対処方法を楽しく学べる講座の開催【消費生活課】

安否確認

- 配食サービスによる見守りのほか、自宅に感知センサーや緊急通報装置を設置【高齢福祉課】
- 聴覚・言語障がい者が携帯電話等の簡単な操作で緊急通報を行えるシステム「Net 119」の活用【指令課】
- 自らの医療情報や緊急連絡先などを「命のボタン」として冷蔵庫などに保管【岐阜市社会福祉協議会】

④将来への備え

高齢者の将来に備え、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言書の保管場所を事前に登録するなど、万が一の際に情報を提供できる仕組みや「私のエンディングノート」の活用により、終末期における本人の希望を考えるための支援のほか、「おくやみハンドブック」の配布を行います。

また、空き家に関する相談や情報提供を関係団体等と連携して行います。

将来の備え

- 高齢者が、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言書の保管場所などを事前登録し、万が一の時に警察、医療機関などに情報を提供【高齢福祉課】
- 終末期に望む医療や介護などを想定した「私のエンディングノート」を配布して、人生の最期における終活への取組の一つとして支援【高齢福祉課】

亡くなった後

- 子孫に承継されない墓地の増加が懸念される中、市営墓地における無縁墳墓化の防止・抑制の取組【市民生活政策課】
- 身近な人が亡くなられた際に、必要となる手続きをわかりやすくまとめた「おくやみハンドブック」を配布【市民課】

空き家

- 岐阜市空き家総合窓口で、相談や通報に対応するほか、空き家支援の情報を提供【空家対策課】

【期待される効果】

高齢者の実態に応じたきめ細かな施策の実施により、必要な支援が適切かつ円滑に行われ、一人ひとりの幸福度の向上につながります。

また、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、高齢期の人に限らず障がいのある方やすべての世代にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながり、社会全体の持続可能性や生活の質の向上が期待できます。

1 進行管理の考え方

本計画を着実に推進していくためには、各施策の成果や取組状況を継続的に評価し、検証していくことが重要です。このため、岐阜市地域福祉推進委員会において、年度ごとに進行管理や評価を行うとともに、市民等に広く周知しながら計画を推進します。

2 進行管理体制

(1) 進行管理の方法

計画の進行管理は、毎年度、岐阜市地域福祉推進委員会において、成果指標の実績などを報告した上で、これに基づき計画の進行状況等の評価や検証を行います。

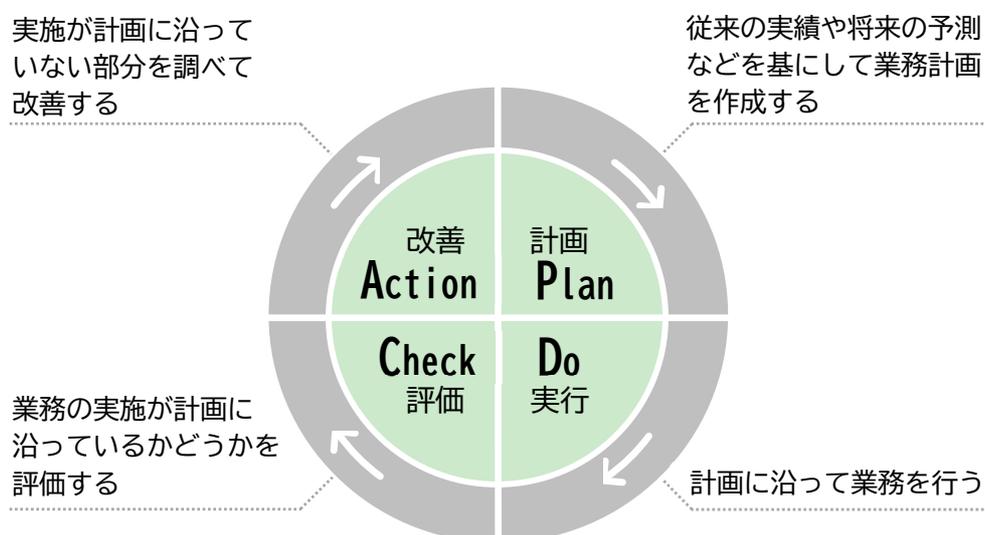
具体的には、事務局は、関係部局等から成果・実績の報告を受け、取組状況の把握や点検を行います。

そして、委員会では、基本方針と重点施策ごとに設定する指標に対して取組を検証し、必要に応じて実施方法の改善を図ります。

(2) 評価内容・手順

進行管理は、「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「改善」(Action) を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方にに基づき実施します。

《PDCAサイクルのイメージ図》



(3) 結果の公表

評価や検証結果は、市のホームページに掲載するとともに、様々な機会を通じて、地域福祉に関わる事業者・関係団体等に情報発信をします。

市民をはじめ多様な主体と進行状況を共有しながら計画を進めます。

3 成果指標

基本方針の指標は、3つの方針ごとに、市が毎年実施する市民意識調査の設問の中から関連する項目を設定し、現状値（令和6年度結果）と比較して成果を測ります。

また、重点施策の指標は、5つの施策ごとに設定した目標に対して、達成状況を把握します。

基本方針の成果指標

基本方針1 「知る・育む」

【取組の方向性】

- 1 - ① 助け合う・支え合う意識の向上
- 1 - ② 地域福祉の担い手づくり
- 1 - ③ 広報・啓発活動の充実

成果指標	現状値 (令和6年度結果)	目標
自治会などの地域活動に参加している人の割合 [市民意識調査]	48.8%	
日々の生活の中で何らかの生涯学習(文化・芸術・スポーツ・ボランティア活動・社会人講座受講など)に取り組んでいる人の割合 [市民意識調査]	25.9%	

基本方針2 「つながる・支え合う」

【取組の方向性】

- 2 - ① 多様な交流の場・居場所づくり
- 2 - ② 地域住民を取り巻くネットワークづくり
- 2 - ③ 災害に備えた助け合いの関係づくり

成果指標	現状値 (令和6年度結果)	目標
困りごとがあったときに相談したり、災害などの「いざ」というときに助け合える関係がお住まいの地域にある人の割合 [市民意識調査]	40.1%	
地域とのつながりある活動に満足している人の割合 [市民意識調査]	21.4%	

基本方針3 「受け止める・寄り添う」

【取組の方向性】

- 3-① 困りごとを解決する仕組みづくり
- 3-② 権利擁護の推進
- 3-③ 再犯防止対策の推進

成果指標	現状値 (令和6年度結果)	目標
高齢者や障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思ふ人の割合 [市民意識調査]	30.4%	
身近に人種・障がい・性的少数者に対する差別や偏見、いじめ、虐待などの人権侵害があると感じる人の割合 [市民意識調査]	22.2%	

重点施策の成果指標

重点施策（１） コミュニティソーシャルワーカーの配置

令和7～9年度にモデル事業の実施、令和10年度からエリア拡大の実施を目標とします。モデル事業の開始後は、コミュニティソーシャルワーカーの活動を順次発展させることから、毎年の委員会では、具体的な取組状況などを報告します。

重点施策（２） 多様な主体による地域貢献活動の促進

本計画期間の最終年度となる令和11年度までに、企業や団体等に向けた地域貢献活動の働きかけや支援、取組の推奨などにより、新たに5件以上の活動実施を目標とします。毎年の委員会では、企業等に対する働きかけやマッチング状況等を報告します。

重点施策（３） 誰もが集える居場所づくりへの支援

オーダーメイドの居場所づくりを目標に掲げます。
令和7・8年度にニーズ調査・研究を実施し、新たな居場所づくりに向けた準備を進めます。
令和9年度にモデル事業化を進め、課題などを検証しながら令和11年度までに、オーダーメイドの居場所を創出します。
毎年の委員会では、既存の居場所活動への支援（リスト作成、情報発信、助成金活用状況）や、新たな居場所創出にかかる取組状況を報告します。

重点施策（４） ひきこもり状態にある方への支援

ひきこもり地域支援センターについて、令和7年度の設置を目標とします。
同センター設置後は、任意事業を実施することで、センター機能の充実や利用促進を図ることから、毎年の委員会では、これらの取組のほか、相談件数や支援件数について報告します。

重点施策（５） 高齢者等が抱える課題への総合的な対応

それぞれの部局が高齢者に関連する事業を展開する中で、課題やニーズに応じて取組の充実や拡大、事業創出を進めていきます。
毎年の委員会では、その進捗状況や新たな取組などについて報告します。
また、実施効果として高齢者の幸福度にも注目し、本市の市民意識調査の結果から60歳以上の幸福度の現状値を基準とし、経年比較を報告します。



1 策定経過

実施時期	内 容
令和5年度	
7月4日	令和5年度第1回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画策定に係る基礎調査について
7月～8月	市民・事業所・社協支部アンケート調査
8月～10月	団体ヒアリング
10月	市民ワークショップ（全3回）
10月～11月	社協支部ヒアリング
2月9日	令和5年度第2回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画策定に向けた基礎調査結果について
令和6年度	
5月30日	令和6年度第1回岐阜市地域福祉推進委員会 ・委員長・副委員長の選出 ・諮問 ・岐阜市の地域福祉の現状と課題等について
7月9日	令和6年度第2回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画の施策体系について
9月27日	令和6年度第3回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第3期地域福祉推進計画の重点施策・進行管理について
11月7日	令和6年度第4回岐阜市地域福祉推進委員会 ・副委員長の選出 ・第3期地域福祉推進計画の素案について
11月15日～12月13日	パブリックコメント
2月7日	令和6年度第5回岐阜市地域福祉推進委員会 ・第2期地域福祉推進計画の取組結果について ・第3期地域福祉推進計画の最終案について ・答申案について
2月17日	答申

2 岐阜市地域福祉推進委員会 名簿

氏名	所属	備考
浅野 竜也	岐阜市小中学校長会	
五十川 勝也	岐阜市身体障害者福祉協会	
今泉 松久	岐阜市医師会	
上田 千衣子	岐阜市赤十字奉仕団	
江原 由美子	岐阜市青少年育成市民会議	
桐生 伸治	岐阜市自治会連絡協議会	
佐甲 学	中部学院大学	委員長
佐藤 有紀子	岐阜市介護支援専門員連絡協議会	
篠原 輝政	公募	
杉浦 陽之助	特定非営利活動法人コミュニティサポートスクエア	
杉山 修二	岐阜市民生委員・児童委員協議会	
高橋 誠司	公募	
棚橋 靖夫	岐阜市老人クラブ連合会	
横山 克徳 (前任：後藤 東洋士)	岐阜市社会福祉協議会	副委員長
吉田 麻美	岐阜県社会福祉士会	

※五十音順、敬称略

3 用語解説

あ行

◆SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

◆NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization の略称で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」をいいます。

◆エンディングノート

自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりにもなります。

か行

◆虐待

他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることです。身体的、心理的、性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等のネグレクトや、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待があります。

◆キンダーカウンセラー

臨床心理士や公認心理師などの心理に関する専門家で、幼児教育施設で幼児やその保護者、教職員にカウンセリングや助言等を行います。

◆ケアマネジャー

介護支援専門員のことで、介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行います。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人です。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者等の権利や尊厳を守り、その人の意向に即した自立した生活が送れるよう、支援することです。

◆更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることです。

◆子ども食堂

子どもたちに対して無料又は低額の食事を提供し、孤食の解消や食育の促進、さらには地域交流の場などの役割を果たします。

◆個別避難計画

災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画です。

さ行

◆市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立てを行う仕組みのことです。

◆市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任します。

◆社会資源

人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称です。

◆社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がい又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、福祉サービス提供者又は保健医療サービス提供者その他の関係者との連絡・調整等の援助を行う専門職です。

◆社協支部

岐阜市社会福祉協議会とともに地域福祉事業に取り組む組織です。

岐阜市内50地区（従来の小学校区）を単位に地域住民で組織され、それぞれの地域の特性に応じて、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域福祉活動に取り組んでいます。

◆住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯及び外国人等、法令等で定める居住に課題を抱える人のことです。

◆重層的支援体制

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。

◆精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、医療施設において精神障がいの医療を受けている人、又は精神障がいのある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職です。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことです。法定後見制度と任意後見制度に大きく分けられます。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

た行

◆ダブルケア

主に介護と育児を同時期に担う状態のことです。

◆地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係によって築かれる、住民同士のつながりや集まりのことをいいます。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◆地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいいます。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを指します。

◆地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関です。

高齢者の総合相談窓口として、様々な機関と連携し、地域の高齢者の支援を行っています。

◆超高齢社会

一般的に、65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%以上の社会を指します。

な行

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことで、自治体又は企業・職域団体（従業員を対象とする）が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講した人をいいます。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のことです。

は行

◆8050問題

80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもの世帯が社会的に孤立してしまう問題です。

◆バリアフリー

高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象となります。

◆伴走型支援

本人と支援者が継続的につながり関わり合いながら、周囲との関係を広げていくことを目指すもので、厚生労働省では「つながり続けることを目指すアプローチ」と表現しています。

◆ひきこもり

幅広い年代において、不登校やいじめ、あるいは職場での人間関係など様々な要因により、就学、就労、交遊などの社会参加を避けて、長期間にわたりおおむね家庭にとどまり続けている状態のことです。

◆避難行動要支援者

災害が発生したときや発生する恐れがあるときに、自ら安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人です。

◆福祉まるごと支援員

「第2期岐阜市地域福祉推進計画」に位置づける「総合的な相談支援体制の構築」の取組として、岐阜市社会福祉協議会に配置される職員で、重層的支援体制整備事業の中核を担います。

◆プラットフォーム

住民、民生委員・児童委員、自治会、NPO、学校、企業、行政、福祉関係者など、多様な分野の関係者などが集まって、地域の福祉課題を共有し、解決の糸口を探るための交流の場です。

◆法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人等になることをいいます。親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

◆保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

ま行

◆民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員でボランティアとして活動します。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされ、それぞれ担当する区域で、住民の生活上の相談に応じ、行政等への「つなぎ役」となるとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りなどの役割を果たします。

◆ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。

◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、文化などの違いにかかわらず、誰にとっても利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物の整備やサービスなどを提供していこうとする考え方です。

第3期岐阜市地域福祉推進計画

令和7年3月発行

岐阜市
福祉部 福祉政策課 重層的支援推進室

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
地域福祉課

〒500-8701
岐阜市司町 40 番地 1
TEL : 058-265-4141 (代表)
FAX : 058-214-2174

〒500-8309
岐阜市都通 2 丁目 2 番地 岐阜市民福祉活動センター 2 階
TEL : 058-255-5511
FAX : 058-255-5512

